

伊豆市
第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
伊 豆 市

はじめに



日本全国で生まれる子どもの数は年々減り続け、90万人を割り込むまでになっています。

しかしながら、駿河湾や天城山、狩野川に抱かれた豊かな自然環境や、それがもたらす食の恵み、四季を通じて温暖な気候など、伊豆市には子どもを産み育てる好環境が揃っています。今、求められているのは、社会全体で子どもたちを見守り、育てていくための気風と仕組みづくりです。

伊豆市では、子どもやその家庭を支援する支えあいの仕組みをつくり、出産や子育てで生じる不安や悩みの軽減に努めています。

この素晴らしい故郷に生まれてきてくれた子ども達に対し、今後も切れ目のない支援を目指していきたいと考えています。

天城峰を 真白き雲の 流れゆく
子どもの夢と 未来を乗せて

令和2年3月

伊豆市長 菊地 豊

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけと期間.....	2
3 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
1 統計にみる伊豆市の現状.....	5
2 ニーズ調査結果の概要.....	12
3 事業者アンケート調査の概要.....	21
4 子ども・子育て支援事業の実施状況.....	22
5 子ども・子育て支援関連施策の実施状況.....	27
6 子ども・子育て支援に向けた課題.....	29
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32
3 計画の体系.....	33
4 各主体の役割.....	34
第4章 施策の展開	35
1 子育てしやすい地域社会の醸成.....	35
2 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実.....	37
3 地域における子育てへの支援.....	38
4 子どもと親の健康づくり.....	41
5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	45
6 子育てを支援する生活環境の整備.....	49
7 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	50
8 子どもの安全確保.....	52
9 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進.....	54
第5章 子ども・子育て支援事業計画	57
1 子ども・子育て支援事業の概要.....	57
2 子どもの推計人口.....	58
3 教育・保育提供区域.....	59
4 市内に整備する特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業提供施設.....	60
5 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと供給体制の確保.....	61
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保.....	65
7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて.....	74

第6章 計画の推進体制	75
1 計画の周知.....	75
2 計画の推進体制の確立.....	75
3 計画進捗状況の点検・公表について.....	75
資料編	77
1 伊豆市子ども・子育て会議条例.....	77
2 委員名簿.....	78
3 計画策定の経過.....	79
4 子ども・子育て支援事業計画に関連する用語の解説.....	80
5 その他の用語の解説.....	82

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少局面に入り、平成30年には1億2,644万人となっています。なお、平成30年の年少人口（0～14歳）は総人口の12.2%にまで落ち込んでいます。

また、合計特殊出生率は、平成17年に最低の1.26を記録した後、平成29年には1.43まで持ち直しました。しかし、出生者数は、平成29年に最低の946,065人となっています。

このような中、国では全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる子ども・子育て関連3法を整備しました。

このうち、「子ども・子育て支援法」に基づいて、平成26年度に全国一斉に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から実施されました。伊豆市においても「伊豆市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児への教育・保育の充実、子育て支援に関する幅広い施策の推進に努めてきました。その後、認定こども園の推進、子育て支援センターの充実、切れ目のない支援等を進めてきました。

近年では、深刻化する子育て世代の貧困や所得格差の拡大、児童虐待の複雑化など、多くの問題が表面化してきています。

これらの問題に対応するため、国では、幼児の教育・保育の無償化を柱とした「子ども・子育て支援法」の改正案が令和元年5月10日に可決・成立しました。また、同年6月12日には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正案、同年6月19日には児童虐待防止対策の強化を図るため「児童福祉法」等の改正案が可決・成立し、関連施策の強化が進められています。

伊豆市では、平成26年度に「伊豆市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな子育て支援施策をスタートさせ、平成29年度に中間見直しを行い、教育・保育事業の見込み量について、実際の利用実績に沿った見直しを行いました。

なお、平成26年度に策定した「伊豆市子ども・子育て支援事業計画」は平成31年度（令和元年度）までを計画期間としていることから、新たに「伊豆市 第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市の現状に即した子育て関連施策を推進します。

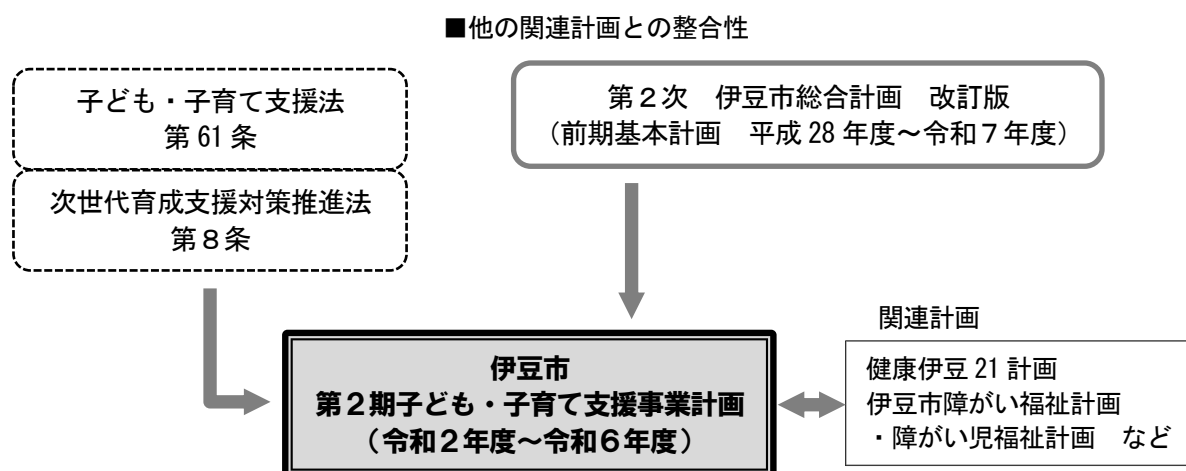
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、計画策定にあたっては、「第2次 伊豆市総合計画 改訂版」(平成28年度～令和7年度)や児童を対象とする「第5期伊豆市障がい福祉計画・第1期伊豆市障がい児福祉計画」その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。

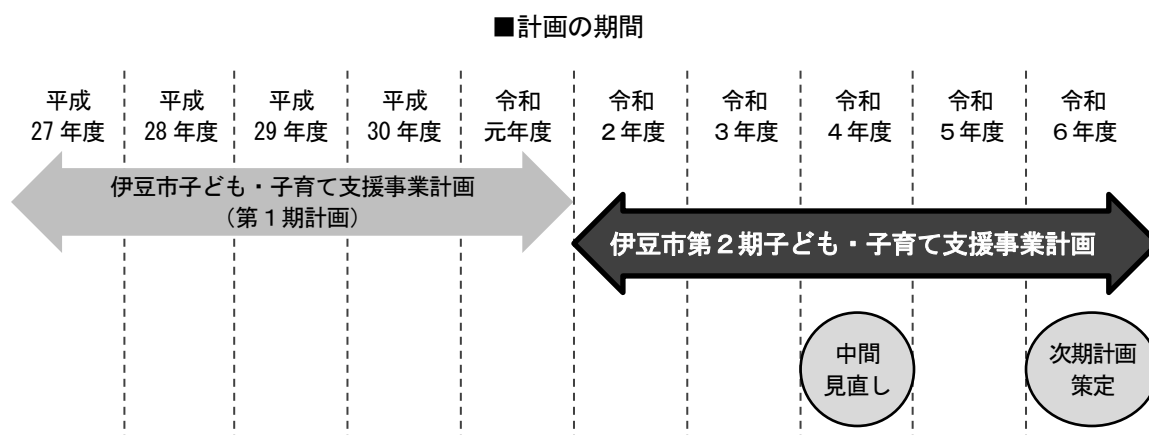


(2) 計画の期間

子ども・子育て支援法では、市町村子ども・子育て支援事業計画について、同法の施行の日から5年を1期として作成することが定められています。

当初計画が平成27年度から平成31年度(令和元年度)であったことから、本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画中間年度の令和4年度を目途に中間見直しを行うものとします。

さらに、令和6年度には、次期計画(第3期計画)の策定を行います。



3 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画策定にあたって、未就学児童のいる世帯、小学生のいる世帯を対象に、アンケート調査を行い、「教育・保育等事業のニーズ量推計の基礎データ」及び「子育て支援施策検討のための市民意識」を収集しました。

①調査対象：市内に居住する未就学児童のいる世帯及び小学生のいる世帯

②調査期間：平成31年1月8日～平成31年1月16日

③調査方法：保育園、認定こども園、学校における配付・回収、及び、郵送による配付・回収

④配付・回収状況

種別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	976票	683票	70.0%
小学生調査	934票	774票	82.9%

(2) 事業者アンケートの実施

市内の保育園、認定こども園を対象に、事業者としての運営上の課題や子ども・保護者の状況、今後の市の政策への期待等を収集しました。

①調査対象：市内の保育園、認定こども園

②調査期間：令和元年9月9日～令和元年9月20日

③調査方法：E-mailによる配付・回収

④配付・回収状況

配付数	回収数（有効回答）	回収率
7票	7票	100.0%

(3) 「伊豆市子ども・子育て会議」の開催

本計画の策定にあたって、協議の場として、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事している事業者、保護者の代表等で構成する「伊豆市子ども・子育て会議」を設置しています。

伊豆市子ども・子育て会議では、市の子育て環境や施策・事業の進捗状況、新制度に向けた市の取り組み、計画内容等に関する協議を行い、計画策定に関する意見、提言をいただいています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

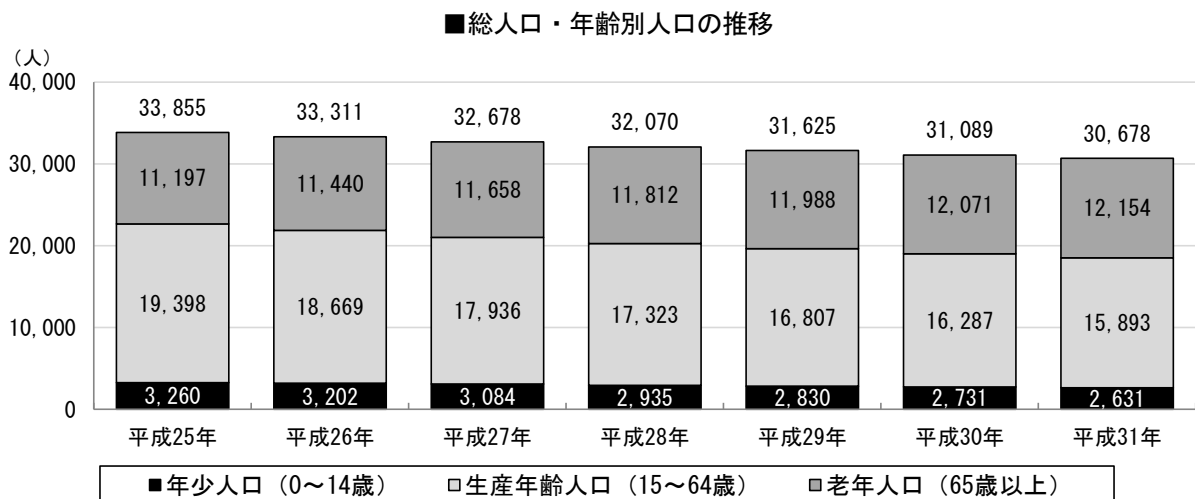
1 統計にみる伊豆市の現状

(1) 人口・世帯数の推移

平成25年以降の伊豆市の総人口（住民基本台帳、各年4月1日現在）は、減少傾向が続いており、平成31年には30,678人となっています。なお、平成26年からの5年間で2,633人（7.9%）減少しています。

また、平成25年以降の年少人口も減少傾向が続いており、平成31年には2,631人となっています。なお、平成26年からの5年間で571人（17.8%）減少しています。

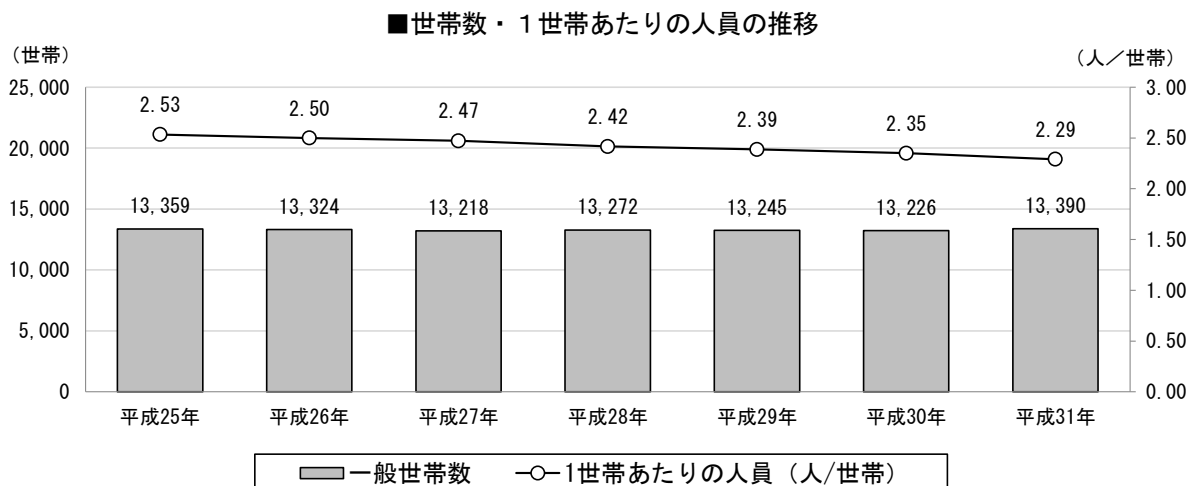
年少人口の構成比をみると、平成25年に9.6%（3,260人／33,855人）でしたが、平成31年には8.6%（2,631人／30,678人）となっています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

平成25年以降の世帯数は、平成27年まで減少していましたが、その後は増減を繰り返して、平成31年には13,390世帯となっています。

また、平成25年以降の1世帯あたりの人員は、緩やかに減少傾向が続いており、平成31年には2.29人／世帯となっています。

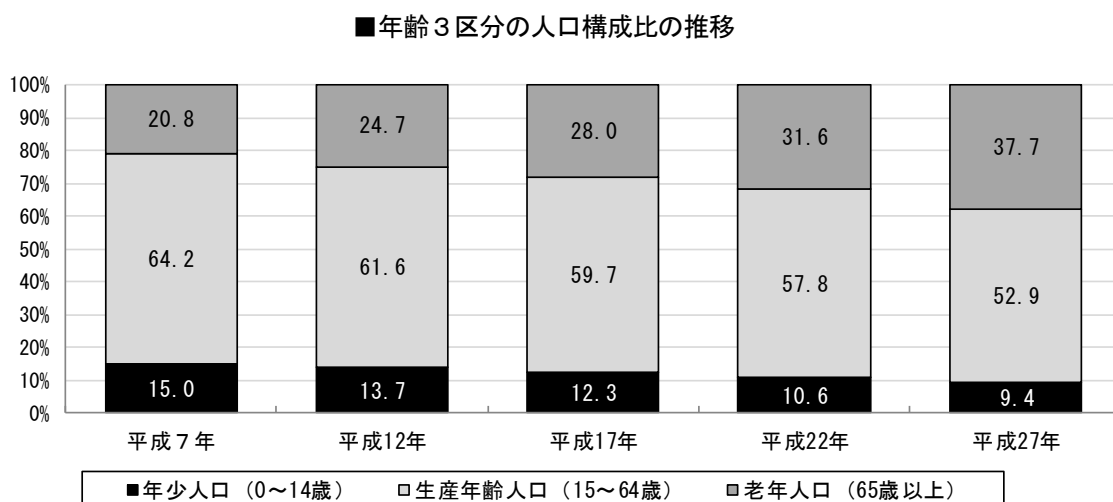


出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成比の推移

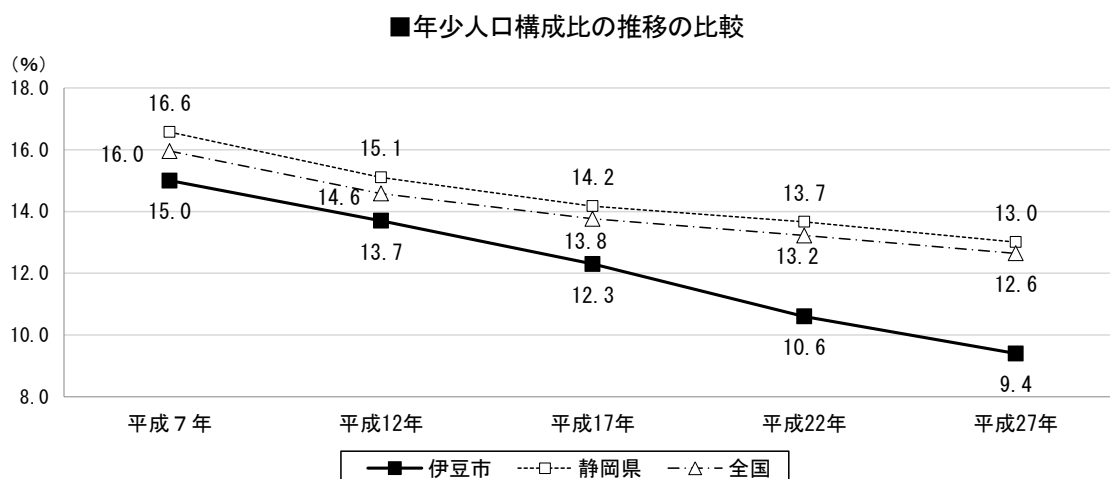
平成7年以降の年齢3区別の人口構成比（国勢調査、各年10月1日現在）は、高齢化の進行により老年人口の構成比が上昇しています。

年少人口の構成比は、平成7年以降低下傾向が続き、平成27年には9.4%となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

年少人口の構成比を静岡県、全国と比較すると、平成7年、平成12年は1ポイント以下の差でしたが、平成17年以降は差が広がり、平成22年は全国と2.6ポイント、平成27年には全国と3.2ポイントの差となっています。



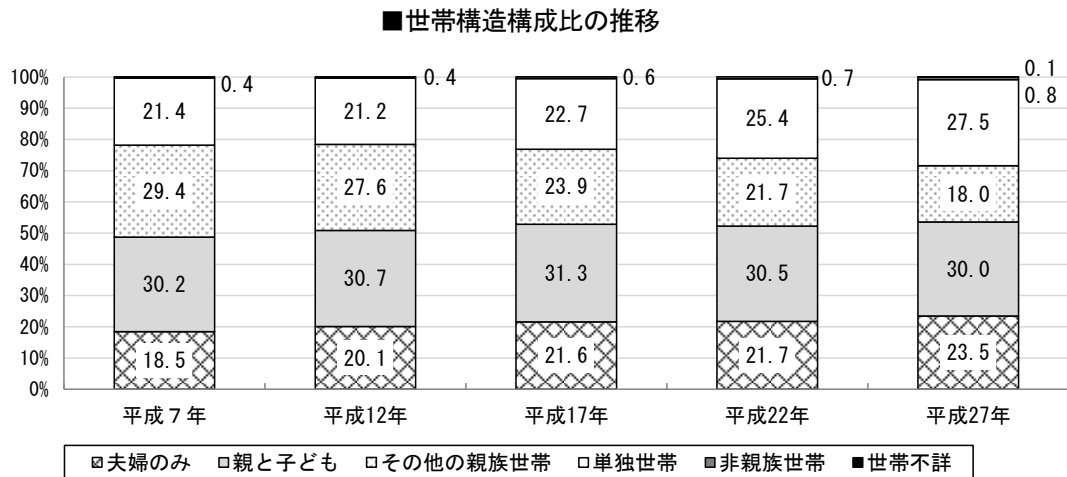
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 世帯構造の推移

平成7年以降の年齢3区分別の人口構成比（国勢調査、各年10月1日現在）は、「夫婦のみ」の世帯と「単独世帯」（いずれも一世代のみ）の構成比が上昇しています。その一方で、「その他の親族世帯」は減少傾向が続いています。

また、「親と子ども」の世帯の構成比は平成17年まで上昇していましたが、平成22年以降は低下しています。

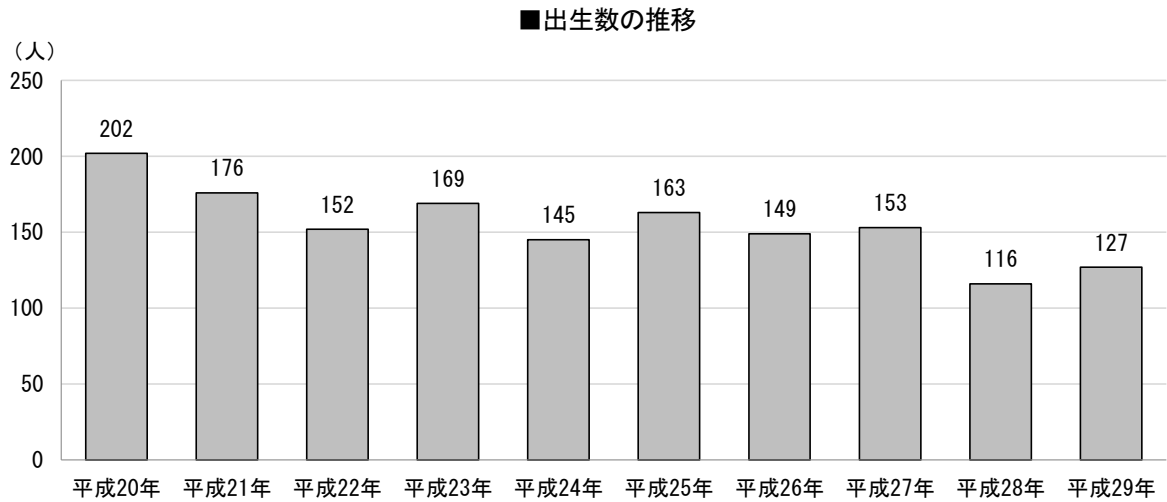
なお、平成27年の構成比をみると、「夫婦のみ」の世帯が23.5%、「単独世帯」が27.5%となっており、合わせて「一世代のみ」の世帯が51.0%と半数以上となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）
 ※「世帯不詳」は平成27年調査のみ

(4) 出生数、出生率の推移

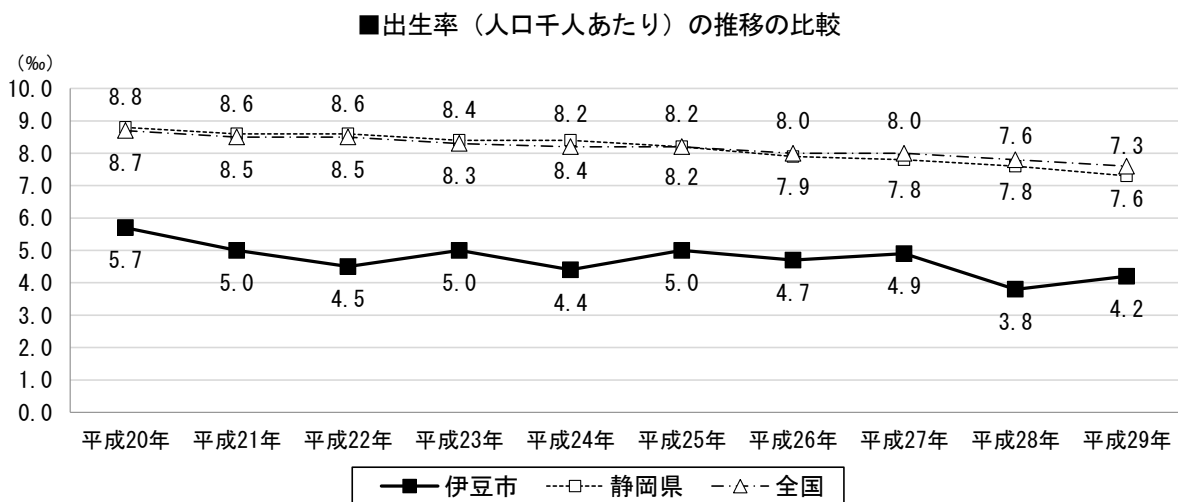
平成20年以降の出生者数（人口動態統計、各年1月1日～12月31日）は、平成22年までは減少傾向が続いていました。その後、平成23年から平成27年までは145人から169人の範囲内で増減を繰り返していましたが、平成28年以降は減少し、平成28年に116人、平成29年に127人となっています。



出典：人口動態統計

平成20年以降の出生率の推移をみると、平成22年までは低下傾向が続いていました。その後、平成23年から平成27年までは4.4‰（人口千人あたり）から5.0‰の範囲内で推移し、平成28年に3.8‰に低下しました。なお、平成29年には4.2‰に上昇しています。

また、平成21年以降の出生率を静岡県、全国と比較すると、各年とも3から4ポイント程度下回る水準で推移しています。



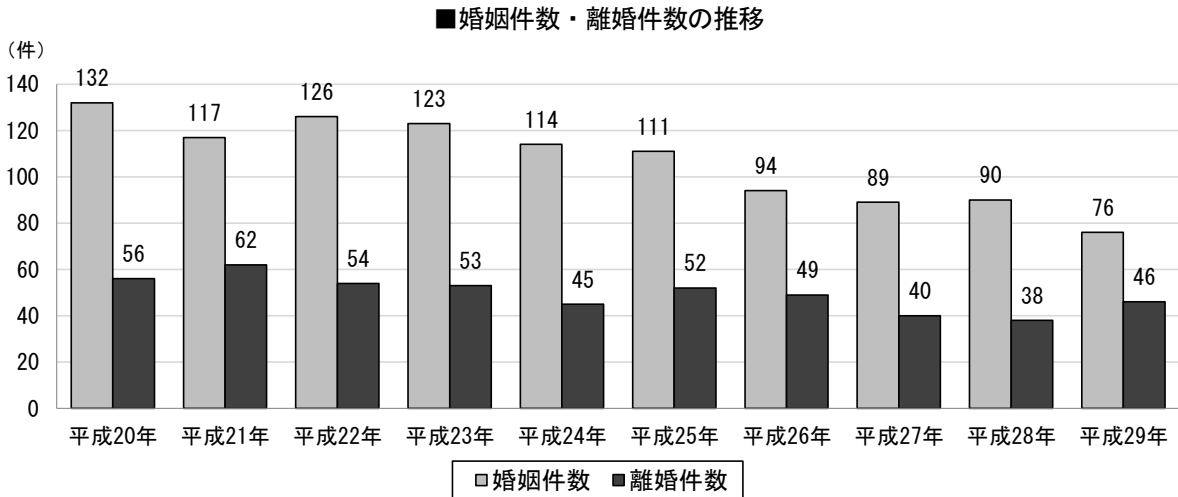
出典：人口動態統計

(5) 婚姻・離婚の推移

平成20年以降の婚姻件数（人口動態統計、各年1月1日～12月31日）は、平成22年の126件以降減少傾向が続いており、平成29年には76件となっています。

また、平成20年以降の離婚件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向がみられ、平成21年の62件から、平成29年には46件となっています。

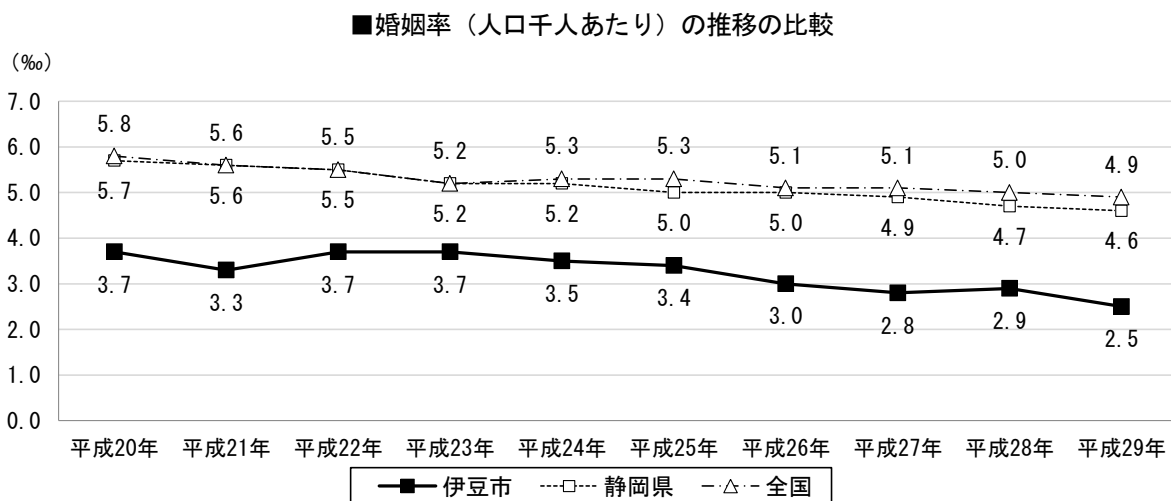
両項目を比較すると、婚姻件数は減少傾向が続いていますが、離婚件数は比較的緩やかな減少傾向となっており、平成20年には最大で76件の差がみられましたが、平成29年には30件となり、両項目の差は縮小しつつあります。



出典：人口動態統計

平成20年以降の婚姻率の推移をみると、平成23年の3.7%以降低下傾向が続き、平成29年には2.5%（人口千人あたり）となっています。

また、平成20年以降の婚姻率を静岡県、全国と比較すると、各年とも1.5から2.4ポイント程度下回る水準で推移しています。

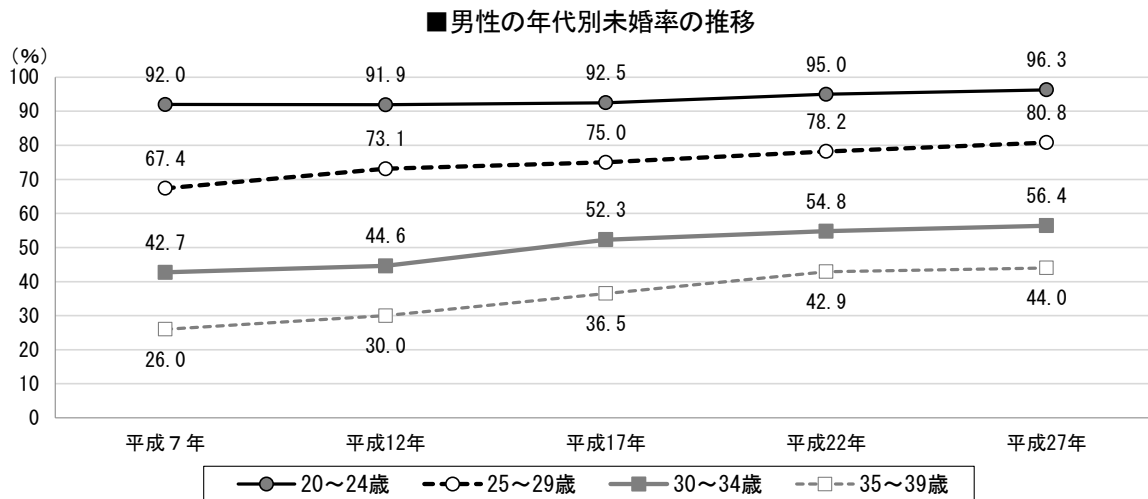


出典：人口動態統計

(6) 年代別未婚率の推移

平成7年以降の20歳代、30歳代の男性の未婚率（国勢調査、各年10月1日現在）は、各年齢層とも上昇傾向がみられます。

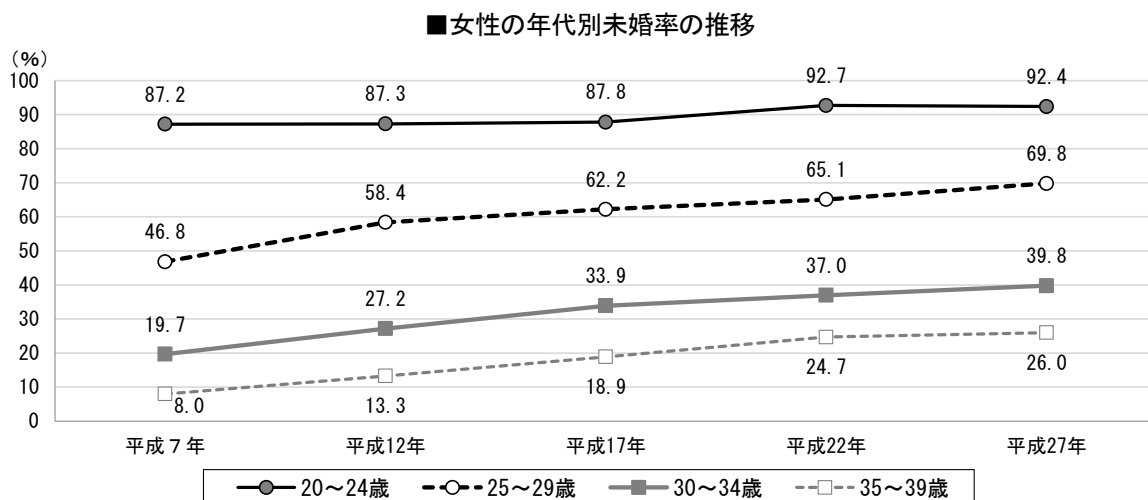
特に、「35～39歳」では、平成7年の26.0%から平成27年には44.0%となっており、20年間で18.0ポイント上昇しています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

また、平成7年以降の20歳代、30歳代の女性の未婚率も、男性と同様に各年齢層とも上昇傾向がみられます。

このうち、「25～29歳」では、平成7年の46.8%から平成27年には69.8%となっており、20年間で23.0ポイント上昇しています。同様に、「30～34歳」では平成7年の19.7%から平成27年には39.8%となっており、20年間で20.1ポイント上昇しています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

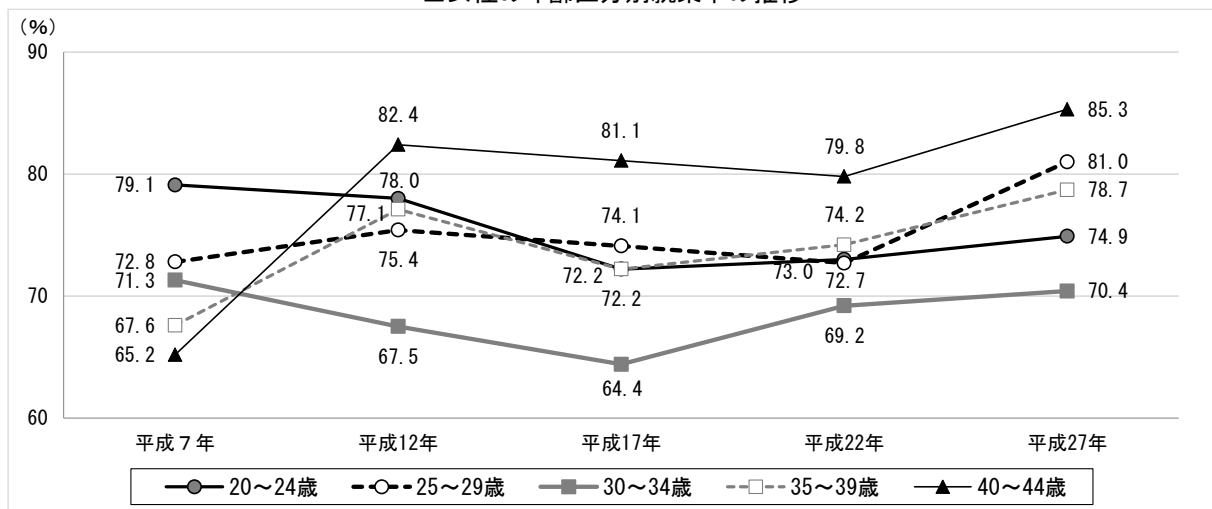
(7) 女性の就業率の推移

平成7年以降の20歳代～40歳代前半の就業率（国勢調査、各年10月1日現在）は、年齢層によって異なる傾向がみられます。

「20～24歳」と「30～34歳」は、平成17年までは減少していましたが、その後は上昇しており、平成27年にはそれぞれ74.9%、70.4%となっています。なお、いずれも平成7年の79.1%、71.3%より低い割合となっています。

「25～29歳」と「35～39歳」、「40～44歳」は、途中の推移に差はあるものの、平成7年から平成12年にかけて上昇し、平成22年から平成27年にかけて大幅に上昇しています。なお、いずれも、平成7年より高い割合となっています。

■女性の年齢区分別就業率の推移



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

2 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定に先立ち、ニーズ調査（アンケート調査）を以下のとおり実施しました。

① 調査対象

種 別	調査対象
未就学児調査	市内に居住する未就学児童のいる世帯
小学生調査	市内に居住する小学生のいる世帯

② 調査期間

種 別	調査期間	
未就学児調査	未就園児	平成31年1月8日～平成31年1月16日
	認定こども園、 保育園就園児	平成31年1月9日～平成31年1月16日
小学生調査		平成31年1月9日～平成31年1月16日

③ 調査方法

種 別	調査方法	
未就学児調査	未就園児	郵送による配付・回収
	認定こども園、 保育園就園児	園における直接配付・回収
小学生調査		学校における直接配付・回収

④ 配付・回収状況

種 別	配付数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	976 票	683 票	70.0%
小学生調査	934 票	774 票	82.9%

⑤ 調査結果のみかた

百分比による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。したがって、回答比の合計が100%にならない場合もあります。

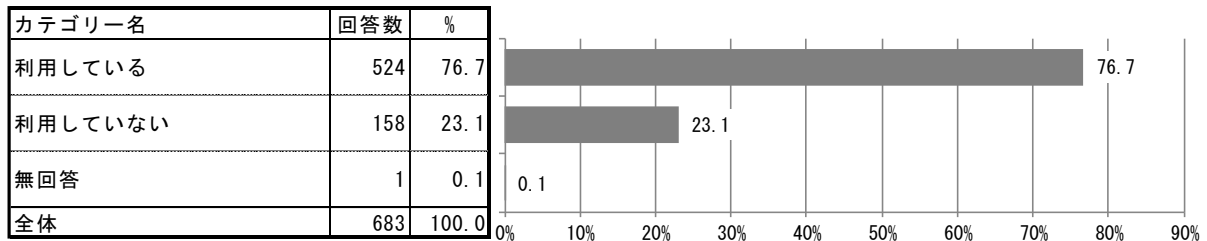
また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 結果概要

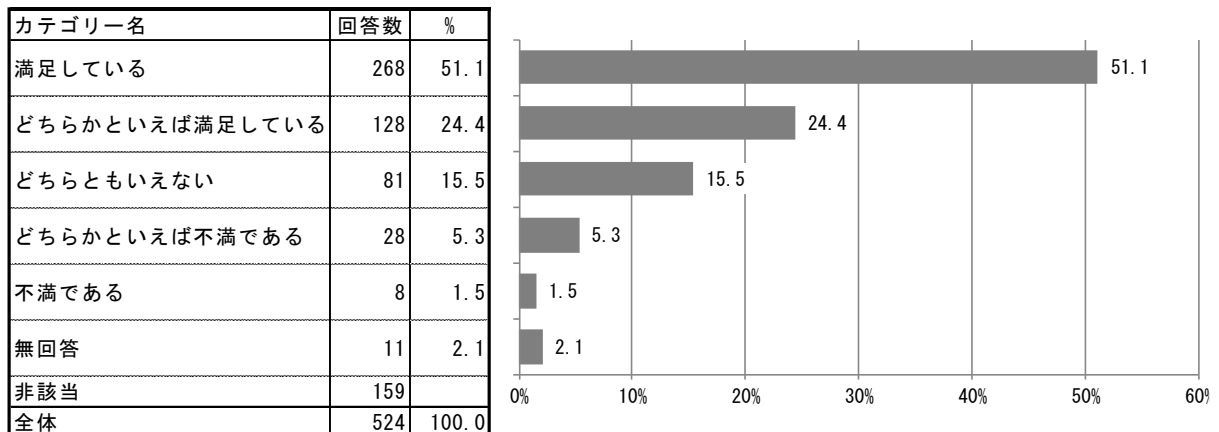
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・利用希望（未就学児のみ）

○平日の定期的な教育・保育事業を利用している子どもは、76.7%となっています。

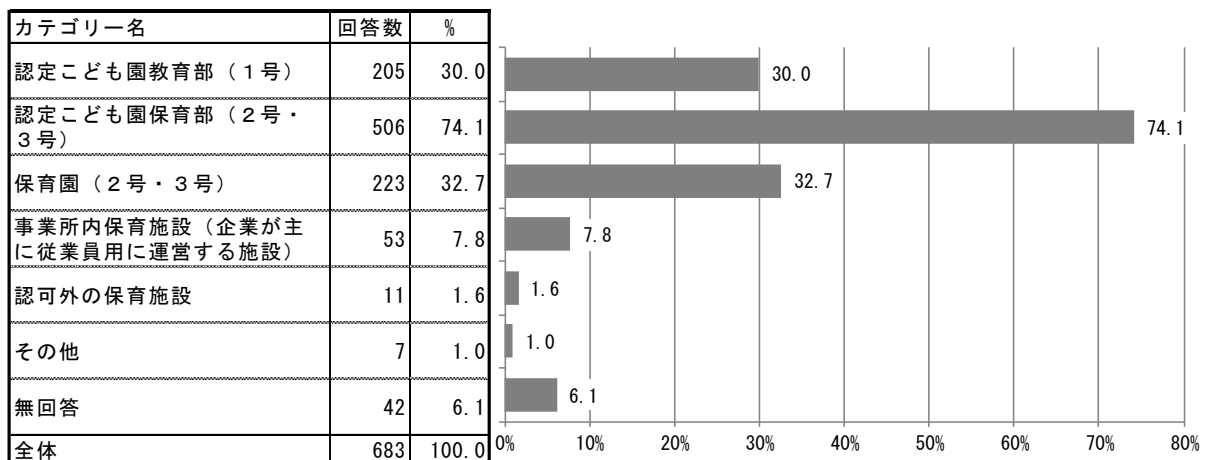
（未就学児：単数回答）



○利用者のうち、認定こども園・保育園の教育・保育に対する満足度について、「満足している」が51.1%と最も割合が高く、次いで「どちらかといえば満足している」が24.4%、「どちらともいえない」が15.5%となっています。なお、「どちらかといえば不満である」と「不満である」を合わせると6.8%となっています。（未就学児：単数回答）

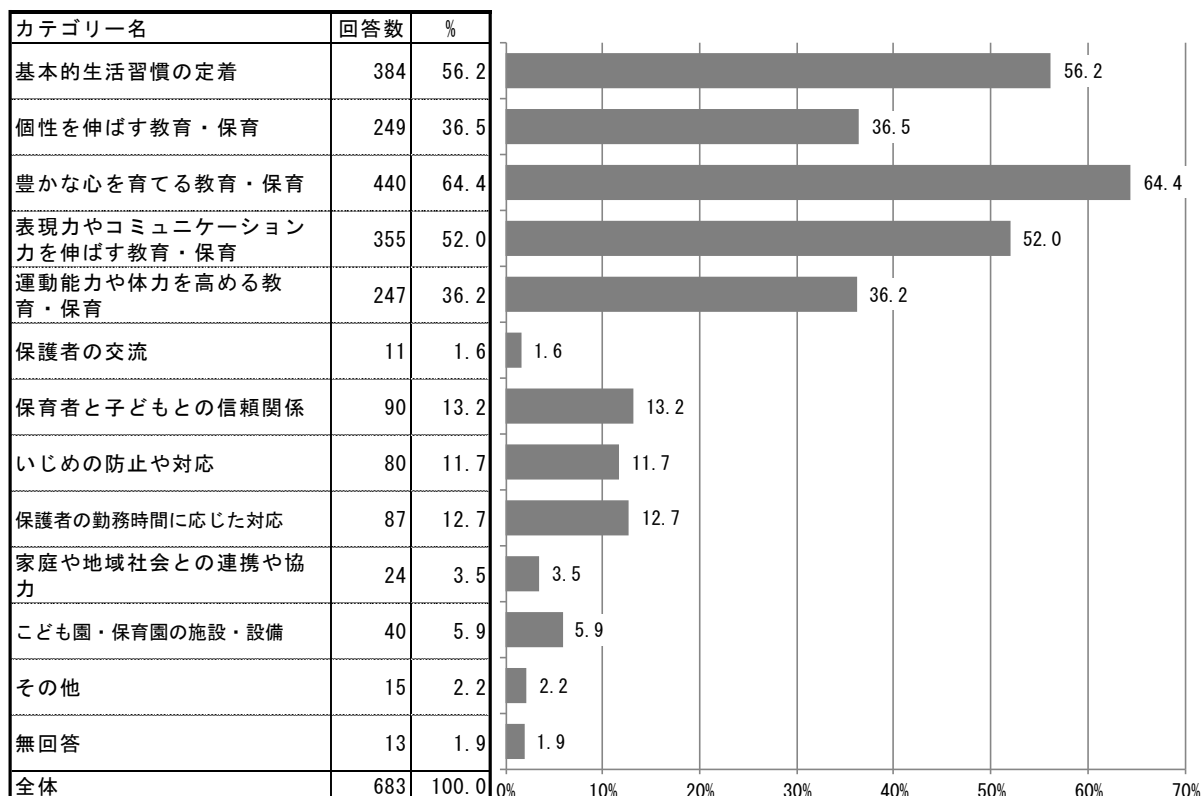


○今後の平日、定期的にご利用したい事業について、「認定こども園保育部（2号・3号）」が74.1%と最も割合が高く、次いで「保育園（2号・3号）」が32.7%、「認定こども園教育部（1号）」が30.0%となっています。（未就学児：複数回答）



○認定こども園・保育園に特に期待することについて、「豊かな心を育てる教育・保育」が64.4%と最も割合が高く、次いで「基本的生活習慣の定着」が56.2%、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育・保育」が52.0%となっています。

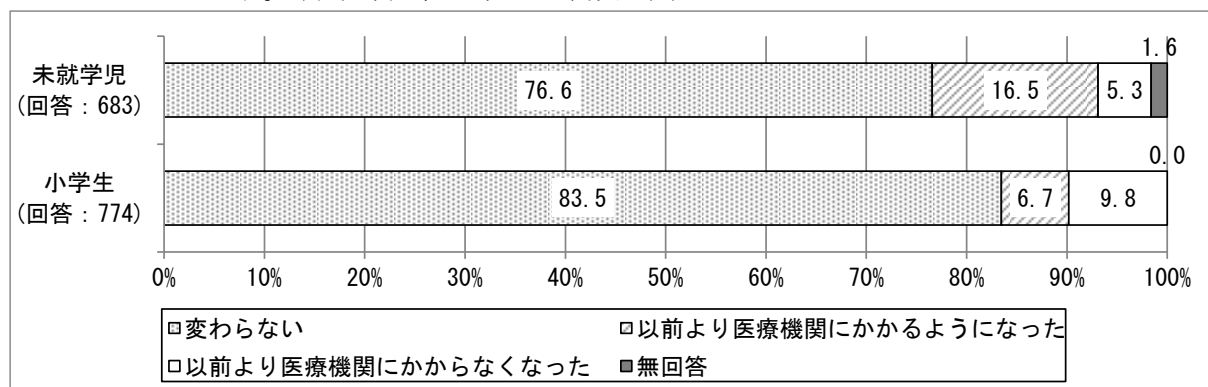
(未就学児：複数回答)



②こども医療費の自己負担ゼロによる、医療機関の利用状況（未就学児・小学生共通）

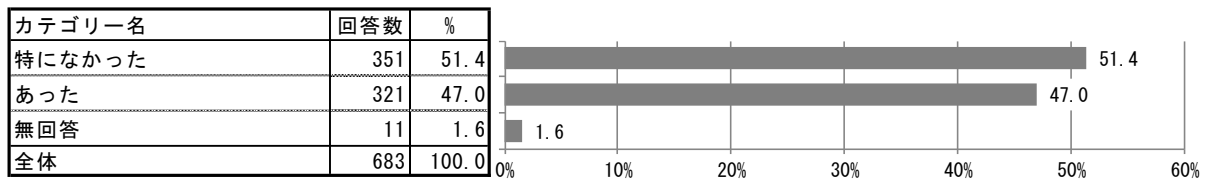
○平成 29 年 4 月にこども医療費の自己負担がなくなったことによる、医療機関の利用状況の変化について、「変わらない」が未就学児で76.6%、小学生で83.5%となっています。

○「以前より医療機関にかかるようになった」は未就学児で16.5%、小学生で6.7%となっています。(未就学児、小学生：単数回答)

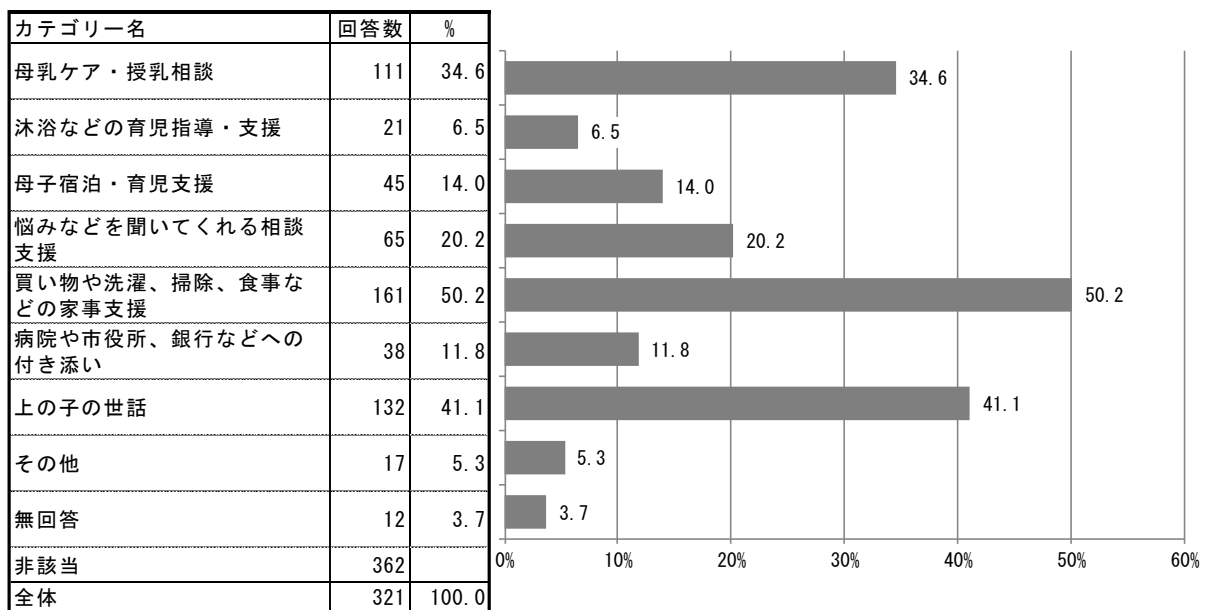


③出産後の母親への支援（未就学児のみ）

○育児に関して困ったことやつらかったことについて、「特になかった」が51.4%、「あった」が47.0%となっています。（未就学児：単数回答）



○困った経験のある人（321人）の当時必要だった支援について、「買い物や洗濯、掃除、食事などの家事支援」が50.2%と最も割合が高く、次いで「上の子の世話」が41.1%、「母乳ケア・授乳相談」が34.6%となっています。（未就学児：複数回答）

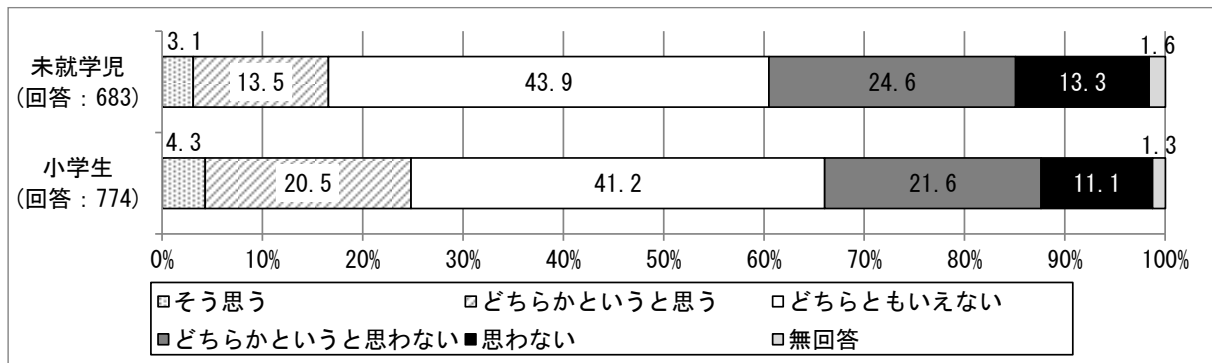


④地域の防犯活動（未就学児・小学生共通）

○防犯活動について十分であると感じるかについて、未就学児、小学生ともに「どちらともいえない」が最も高い割合となっています。

○「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせると、未就学児で16.5%（683人中113人）、小学生で24.8%となっています。なお、「どちらかというと思わない」と「思わない」を合わせると、未就学児で37.9%、小学生で32.7%となっており、未就学児、小学生ともに防犯活動を十分と思っていない人の割合が高くなっています。

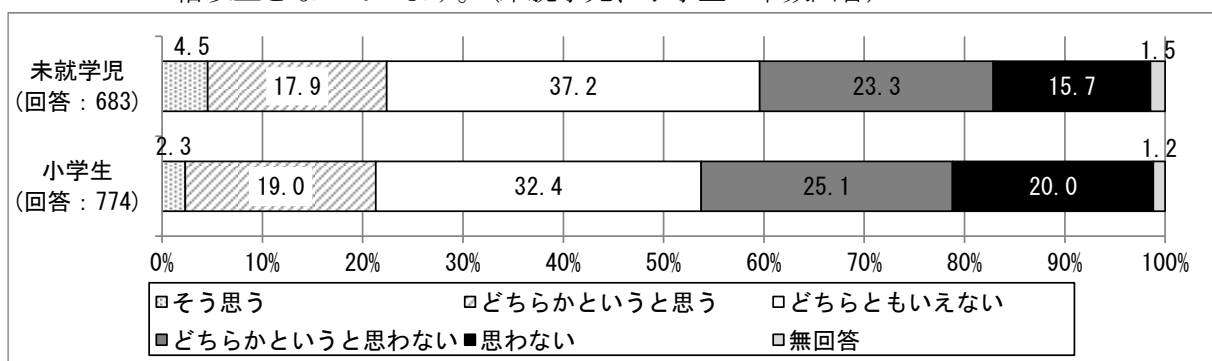
（未就学児、小学生：単数回答）



⑤地域の遊び場・公園等の整備状況（未就学児・小学生共通）

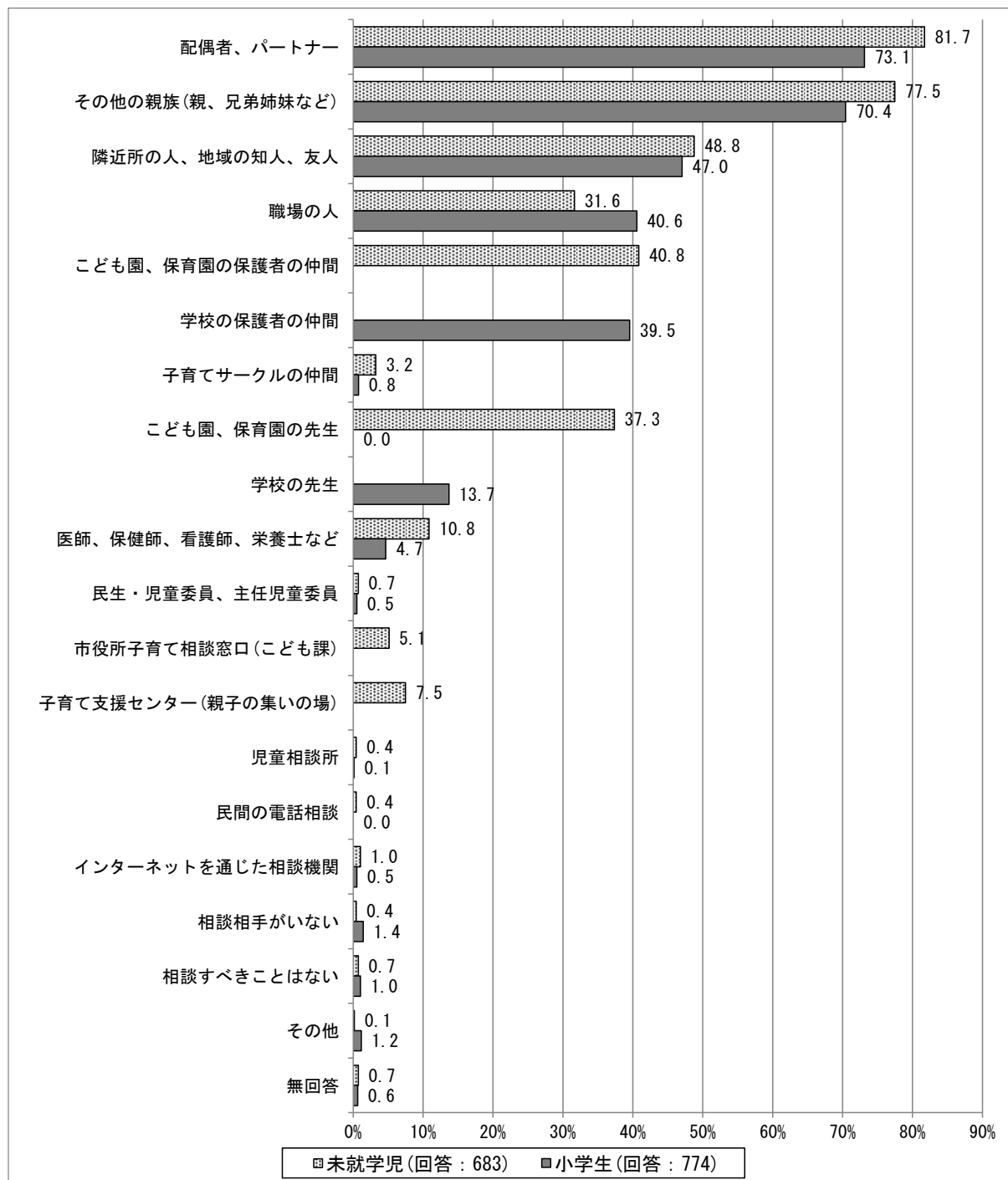
○子どもの遊び場や公園等の整備状況について、未就学児、小学生ともに「どちらともいえない」が最も高い割合となっています。

○「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせると、未就学児で22.4%、小学生で21.3%となっています。なお、「どちらかというと思わない」と「思わない」を合わせると、未就学児で38.9%（683人中266人）、小学生で45.1%となっており、いずれも「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計を上回っています。さらに、小学生では安心して外出できる環境と感じていない人の割合が、安心して外出できると感じている人の2倍以上となっています。（未就学児、小学生：単数回答）



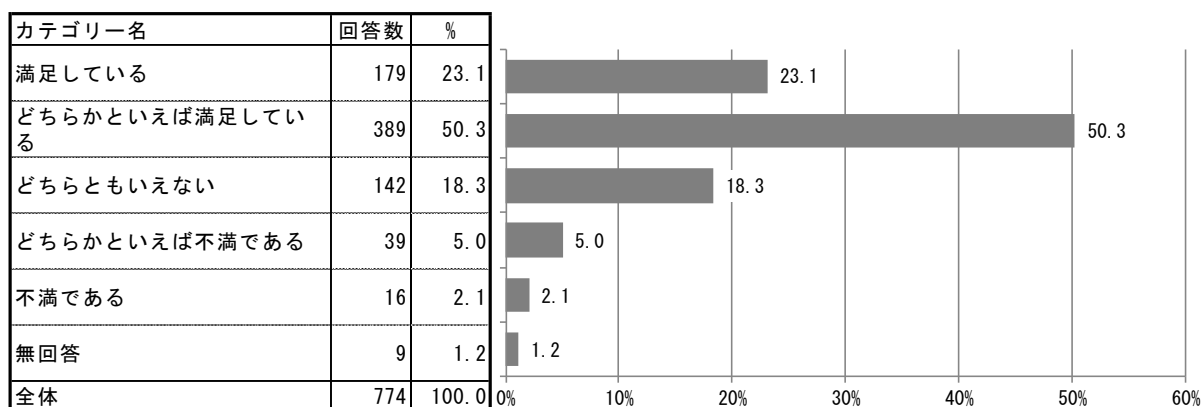
⑥周囲からの支援（未就学児・小学生共通）

- 子育ての相談相手は、未就学児、小学生ともに「配偶者、パートナー」が最も割合が高く、次いで、「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」となっています。
- これらの家族親族の割合が高いほか、「隣近所の人、地域の知人、友人」は未就学児で48.8%、小学生で47.0%と比較的高い割合となっています。
- 「相談相手がない」は、未就学児で0.4%、小学生で1.4%みられます。
(未就学児、小学生：複数回答)

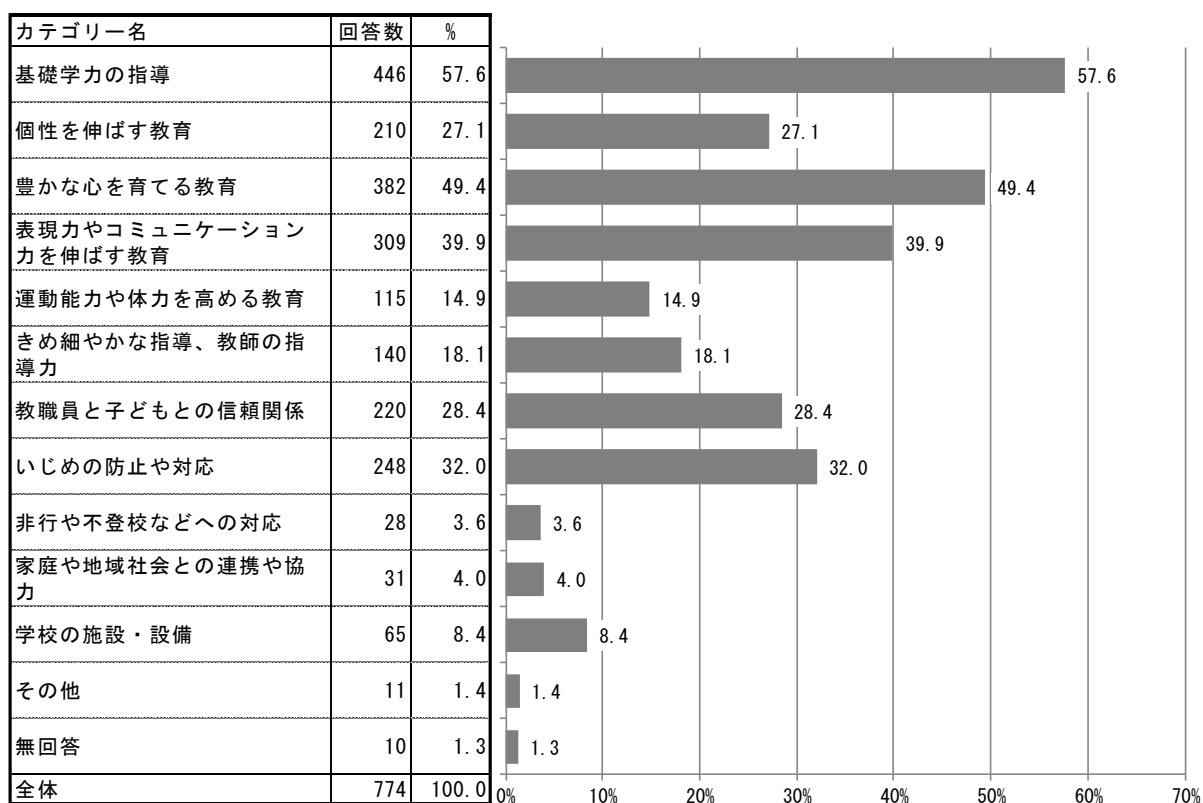


⑦学校生活（小学生のみ）

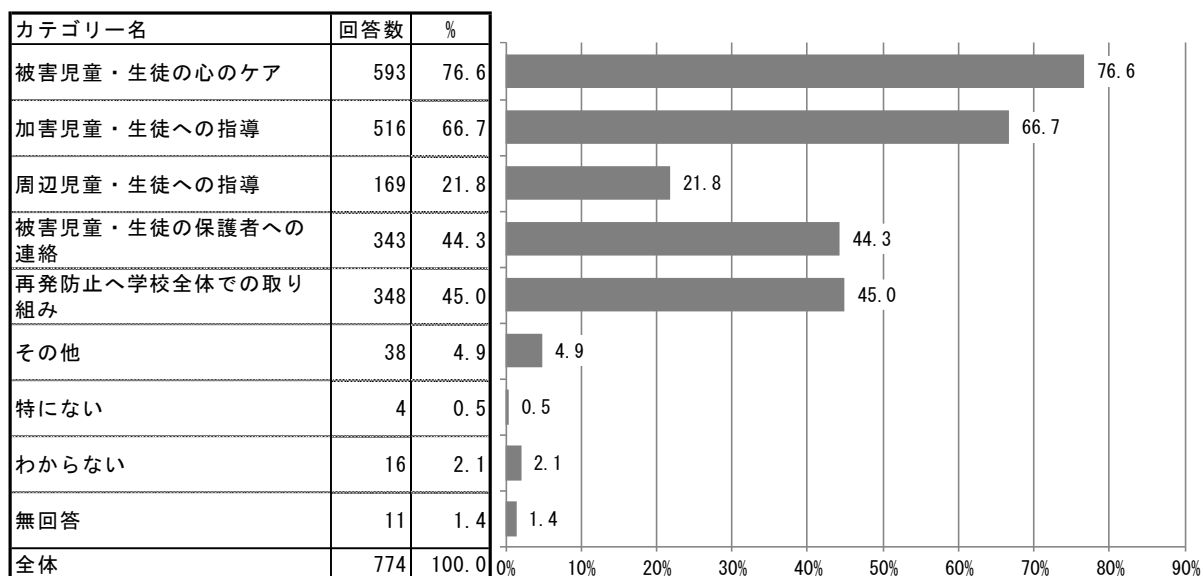
○学校の教育に対する満足度について、「どちらかといえば満足している」が 50.3%と最も割合が高く、次いで「満足している」が 23.1%、「どちらともいえない」が 18.3%となっています。（小学生：単数回答）



○現在子どもが通っている学校に特に期待することについて、「基礎学力の指導」が 57.6%と最も割合が高く、次いで「豊かな心を育てる教育」が 49.4%、「表現力やコミュニケーション力を伸ばす教育」が 39.9%となっています。（小学生：複数回答）



○「いじめ」が発生したとき、最初に学校に求めたいことについて、「被害児童・生徒の心のケア」が76.6%と最も割合が高く、次いで「加害児童・生徒への指導」が66.7%、「再発防止へ学校全体での取り組み」が45.0%となっています。（小学生：複数回答）

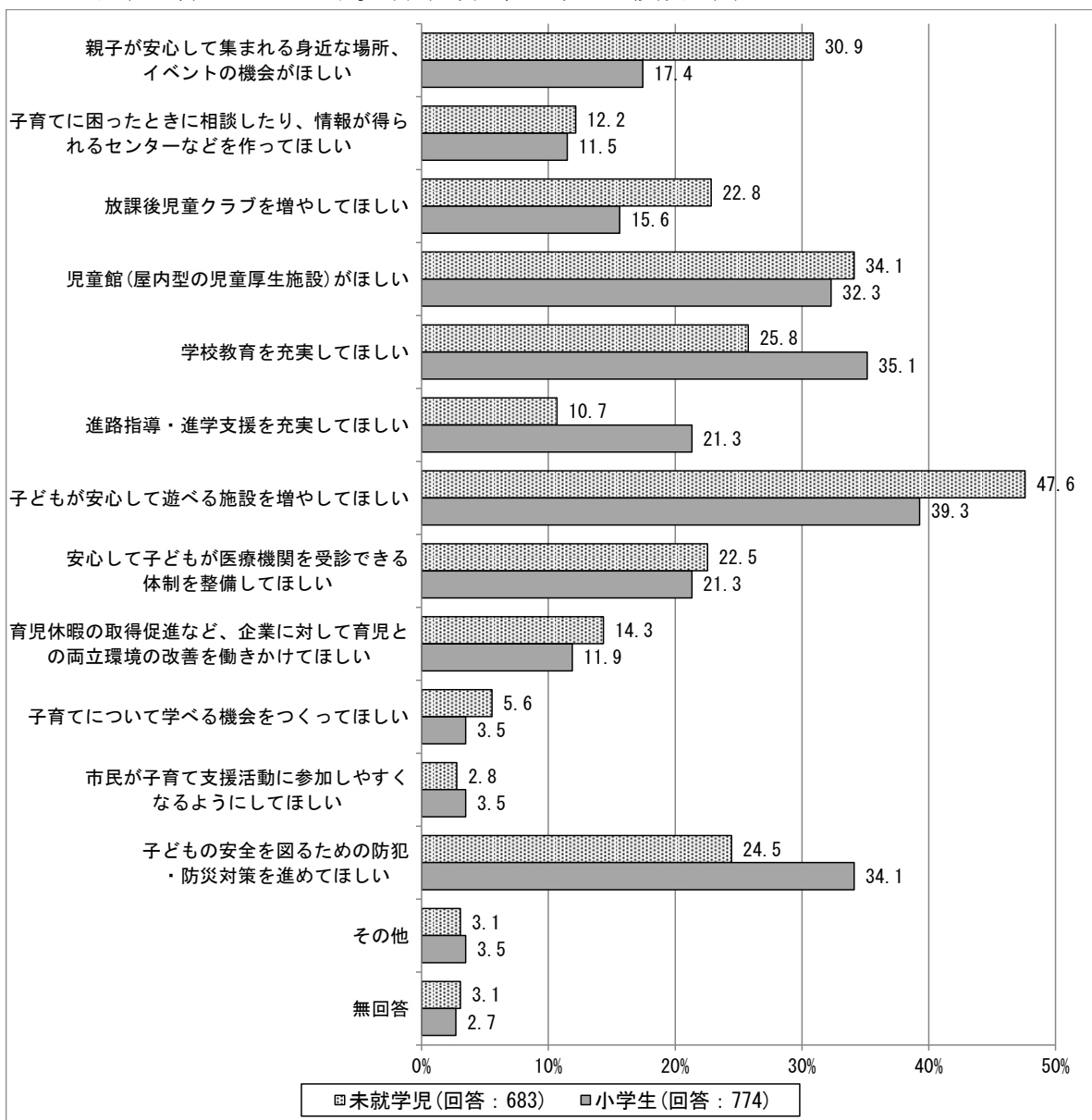


⑧市の子育て支援に期待する取り組み（未就学児・小学生共通）

○市の子育て支援に対して特に期待することは、未就学児、小学生ともに「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が最も高い割合となっています。次いで未就学児では「児童館(屋内型の児童厚生施設)がほしい」、小学生では「学校教育を充実してほしい」となっています。

○未就学児と小学生を比較すると、未就学児では「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」と「放課後児童クラブを増やしてほしい」、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」の3項目、小学生では「学校教育を充実してほしい」と「進路指導・進学支援を充実してほしい」、「子どもの安全を図るための防犯・防災対策を進めてほしい」の3項目で比較的高い割合となっています。

○「その他」の意見として、「夜間救急」、「困ったときの支援」、「長期休暇中の保育・育児」、「ベビーシッター、一時預かり」、「経済的負担の軽減、無償化」、「安全な道路」、「学童保育(放課後児童クラブ)」、「中学校の統合」、「障がい児への支援」、「宿題の削減」等の回答が得られています。(未就学児、小学生：複数回答)



3 事業者アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

本計画の策定に先立ち、市内の保育園、認定こども園を対象とした簡易のアンケート調査を実施しました。

①調査期間

令和元年9月9日～令和元年9月20日

②調査方法

E-mailによる配付・回収

③配付・回収状況

配付数	回収数（有効回答）	回収率
7票	7票	100.0%

(2) 結果概要

- 法人、各園の運営上の課題として、記入のあった6園で「職員が集まらない」の回答がみられます。次いで「保護者との関わり方が難しい」が4園となっています。
- 近年の保護者の傾向として、保育は「サービス」という意識を持つ保護者の増加、子どもを中心とした生活の家庭と大人を中心とした生活の家庭の両極端な傾向が出始めているとみられます。
- 保育士の確保のための効果があった取り組みとして、ハローワークでの求人、知り合いへの勧誘、職員からの紹介、実習生への声かけが挙げられています。
- 近年の子ども・子育て家庭の課題について、「相談できる人が身近にいない」、「賃貸住宅の家庭には情報が届きにくい、孤立化しやすい」、「世代間、男女間の子育て意識の違い」、「家庭の教育力の低下」、「保育定員の見直し」、「安全対策」、「地域の子どもの減少」が挙げられています。
- 市の計画・施策への期待について、「市の事業のPR」、「市街地と山間地域の状況に合った、個別の事業の実施」、「ふるさとを実感できる親子での活動」、「人材活用」、「地域の魅力探し」、「若い世帯への住宅の補助」、「各園への人的支援」、「保護者の働き場所（子育て家庭の定住のため）」が挙げられています。

4 子ども・子育て支援事業の実施状況

本項目及び第5章（57～73 ページ）における各単位の意味は、以下のとおりです。

「人」…実人数

「人日」、「人回」…年間延べ利用者数（人数×日数、回数）

（1）教育・保育事業（子ども・子育て支援給付）

① 1号認定（認定こども園教育部）

利用者数は、平成29年度までは計画値を上回る実績値でしたが、平成30年度は計画値を下回る実績値となっています。

なお、定員と利用実績を比較すると、各年度とも定員を200人以上下回る実績値となっています。

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	人	365	345	345
	認定こども園	365	345	345
計画値	1号認定	144	134	122
実績値	人	154	137	101
	認定こども園	154	137	101
実績値－計画値		10	3	-21
定員－実績値		211	208	244

② 2号認定（保育園、認定こども園保育部）

利用者数は、平成28年度は計画値を下回る実績値でしたが、平成29年度以降は計画値を上回る実績値となっています。

なお、定員と実績値を比較すると、平成28年度は定員を233人下回る実績値でした。また、平成29年度にさくらこども園と橘保育園が統廃合され定員が削減されたことにより、定員と実績値の差は縮小し、平成30年度には差は0人となっています。

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	人	573	364	364
	保育園	179	43	43
	認定こども園	394	321	321
計画値	2号認定	349	337	319
実績値	人	340	345	364
	保育園	77	52	48
	認定こども園	263	293	316
実績値－計画値		-9	8	45
定員－実績値		233	19	0

③ 3号認定 0歳児（保育園、認定こども園保育部）

利用者数は、各年度とも、計画値を下回る実績値となっています。

なお、定員と実績値を比較すると、各年度とも10人以上定員を下回る実績値となっています。

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	人	30	36	36
	保育園	3	3	3
	認定こども園	27	33	33
計画値	3号認定	25	28	45
実績値	人	14	9	19
	保育園	1	0	1
	認定こども園	13	9	18
実績値－計画値		-11	-19	-26
定員－実績値		16	27	17

④ 3号認定 1・2歳児（保育園、認定こども園保育部）

利用者数は、平成29年度までは計画値を上回る実績値となっています。平成30年度は、平成29年度に計画値を引き上げた結果、実績値が前年度を下回り、計画値を下回る実績値となっています。

なお、定員と実績値を比較すると、各年度とも定員を下回っているものの、その差は10人以下となっています。

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
定員	人	167	170	170
	保育園	24	24	24
	認定こども園	143	146	146
計画値	3号認定	120	123	170
実績値	人	159	168	165
	保育園	25	18	18
	認定こども園	134	150	147
実績値－計画値		39	45	-5
定員－実績値		8	2	5

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①地域子育て支援拠点事業

利用者数は、平成 27 年度は計画値より 497 人下回る実績値となっていました。平成 28 年度、29 年度は計画値を上回る実績値となっています。なお、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向が続いていましたが、平成 30 年度は前年より 871 人減少し、計画値を 390 人下回る実績値となっています。

実施か所数は、平成 29 年度以降は計画値どおりの実施か所数となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	か所	4	5	5	5
	人	5,155	4,948	4,764	4,591
実績値	か所	4	4	5	5
	人	4,658	5,074	5,072	4,201
実績値－計画値	か所	0	-1	0	0
	人	-497	126	308	-390

②妊婦健康診査

各年度とも、計画値を下回る実績値となっています。なお、直近の平成 30 年度では、計画値を 454 人回下回っています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人回	2,310	2,170	2,030	2,030
実績値	人回	1,658	1,603	1,413	1,576
実績値－計画値	人回	-652	-567	-617	-454

③乳児家庭全戸訪問事業

平成 29 年度までは計画値を下回る利用実績となっていました。平成 30 年度は計画値を上回る利用実績となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人	160	150	140	140
実績値	人	156	126	131	145
実績値－計画値	人	-4	-24	-9	5

④子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）

依頼会員、提供会員、契約件数は、各年度において計画値を上回る実績値となっています。両方会員は、平成27年度は計画値と同数の登録人数でしたが、平成28年度以降は計画値を上回る実績値となっています。

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	依頼会員	人	30	30	30	30
	提供会員	人	15	15	15	15
	両方会員	人	5	5	5	5
	契約件数	件	50	50	50	50
実績値	依頼会員	人	80	78	72	75
	提供会員	人	32	30	30	29
	両方会員	人	5	7	8	8
	契約件数	件	117	115	110	112
実績値 －計画値	依頼会員	人	50	48	42	45
	提供会員	人	17	15	15	14
	両方会員	人	0	2	3	3
	契約件数	件	67	65	60	62

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

利用人日は、平成29年度を除いて計画値を下回る実績値となっています。

実施か所数は、平成27年度は7か所、平成28年度以降は6か所で推移しており、計画値より2か所多い体制となっています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	人日	2,054	1,967	1,880	1,880
	か所	5	4	4	4
実績値	人日	1,310	1,710	2,230	1,805
	か所	7	6	6	6
実績値－計画値	人日	-744	-257	350	-75
	か所	2	2	2	2

一時預かり事業（幼稚園型以外）

利用人日は、平成29年度を除いて計画値を下回る実績値となっています。

実施か所数は、平成27年度以降、計画値を上回る7か所で推移しています。

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計画値	人日	2,264	2,157	2,072	2,072
	か所	3	4	4	4
実績値	人日	1,596	1,573	2,075	1,245
	か所	7	7	7	7
実績値－計画値	人日	-668	-584	3	-827
	か所	4	3	3	3

⑥時間外保育事業（延長保育事業）

年間利用数は、平成 28 年度以降、計画値を大幅に上回る実績値となっています。特に、平成 30 年度は計画値の 21.6 倍の実績値となっています。

実施か所数は、平成 28 年度までは計画値を上回っていましたが、平成 29 年度以降は計画値と同数の 7 か所となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人	38	36	34	34
	か所	5	6	7	7
実績値	人	69	395	683	733
	か所	7	8	7	7
実績値－計画値	人	31	359	649	699
	か所	2	2	0	0

⑦病児・病後児保育事業

利用人日は、各年度とも計画値を 2 倍以上上回る実績値となっています。

実施か所数は、各年度とも計画値を上回っており、平成 29 年度以降は 4 か所となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人日	60	57	55	55
	か所	1	1	1	1
実績値	人日	132	127	162	126
	か所	2	3	4	4
実績値－計画値	人日	72	70	107	71
	か所	1	2	3	3

⑧放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

年間利用者数は、合計値で見ると、各年度とも計画値を下回っています。しかし、児童数の多い小学校のクラブでは、定員を超える申し込みにより、待機者が発生しています。

実施か所数は、市内の全小学校に設置されており、計画値どおり 6 か所となっています。

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計画値	人	196	201	205	203
	か所	6	6	6	6
実績値	人	171	175	177	167
	か所	6	6	6	6
実績値－計画値	人	-25	-26	-28	-36
	か所	0	0	0	0

5 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に該当する、子ども・子育て支援関連施策の実施状況について、担当職員により以下のとおり自己評価しました。

実施状況に応じて、「A 計画どおり実施している」、「B 計画どおりではないが、実施している」、「C 実施していない」の3段階で評価しています。

表には、各施策の3段階評価に該当する施策数、現状課題を記述しています。

施策・事業	該当事業数		
	評価 A	評価 B	評価 C
1 地域における子育てへの支援			
(1) 子育て支援サービスの充実	8	2	0
(2) 保育サービスの充実			
(3) 児童の健全育成	3	1	0
<現状・課題> ・概ね計画どおり実施している。 ・保育士の不足により、「利用定員」が「認可定員」を下回っている。 ・園庭開放を実施する保育園は、令和2年度以降1園の見込み。(熊坂こども園のみ) ・日中不在の家庭が増えているため、「子ども110番の家」に代わる仕組みの検討が必要。			
2 子どもと親の健康づくり			
(1) 子どもや乳幼児期の母親の健康確保	19	0	1
(2) 食育の推進	3	1	0
(3) 思春期保健対策の充実	3	0	0
(4) 小児医療の充実	2	2	0
<現状・課題> ・概ね計画どおり実施している。 ・あざれあ相談(女性相談)は、情報を入手してから活動している。なお、近年は活動実績がみられない。 ・令和2年度に新設される修善寺東こども園に併設される児童発達支援センター「おひさま」に移行する事業があり、より効果の高い事業のあり方を検討することが必要。 ・平成30年10月診療分から、高校生3年生相当年齢まで医療費の完全無料化を実施。 ・小児科診療を行える医療機関が減少している。また、医師の高齢化も進んでおり、小児医療体制の維持が課題となっている。			
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備			
(1) 次世代の親の育成	2	0	0
(2) 学校の教育環境などの整備	8	1	1
(3) 家庭教育への支援の充実・地域の教育力の向上	8	2	0
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	2	4	0
<現状・課題> ・学校再編の議論を進めており、既存の老朽校舎の大規模修繕は未着手。 ・中学校再編は、令和7年度の新校開設を予定している。 ・青少年健全育成に関連する一部事業で、業務改善に向けて検討中。 ・男女共同参画の会議等において、各種情報提供が行われているが、市民への情報発信や啓発につながっていない。			

施策・事業	該当事業数		
	評価 A	評価 B	評価 C
4 子育てを支援する生活環境の整備			
(1) 良質な住宅の確保	2	0	0
(2) 安全・安心のまちづくり	4	0	0
<現状・課題> ・概ね計画どおり実施している。			
5 職業生活と家庭生活との両立の推進			
(1) 多様な働き方の実現	0	2	0
<現状・課題> ・企業向けにPRを行っているが、浸透に時間を要している。			
6 子どもの安全確保			
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進、チャイルドシートの安全利用の推進	3	0	0
(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	1	2	0
(3) 被害を受けた子どもの立ち直り支援	3	0	0
<現状・課題> ・概ね計画どおり実施している。 ・チャイルドシートについて、購入費の補助、貸し出しの両事業を行っている。 ・学校の防災メールについて、保護者の登録促進が必要。			
7 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進			
(1) 児童虐待防止対策の充実	4	0	0
(2) 母子家庭などの自立支援の充実	3	2	4
(3) 障がい児施策の充実	3	0	0
<現状・課題> ・自立支援教育給付金事業、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭に対する就職相談について、近年支給実績はない。 ・奨学金貸与事業について、貸与者の一部に未償還者が発生している。			
8 結婚・出産に向けた環境の整備			
(1) 結婚・出産に向けた環境の整備	3	3	0
<現状・課題> ・結婚相談、ふれあいパーティーについて、会員の登録者増加が必要。 ・市内の産科医が不足している状態が続いている。			

6 子ども・子育て支援に向けた課題

<統計データからみえる課題>

- 年少人口の減少傾向が続いており、近年は総人口の1割以下の状態が続いています。また、地域を担い今後親となり得る生産年齢人口の減少傾向も続いています。
- 出生数は平成28年に大幅に減少しています。この傾向が定着するか一時的なものか注視する必要があります。
- 婚姻件数が減少傾向にあります。併せて、離婚件数との差の縮小、一世代のみの世帯の増加等の傾向がみられ、今後、親となり得る家族の増加に向けた取り組みが必要です。
- 女性の就業率が高くなっています。その要因として、未婚の女性の増加、母親の就労の増加等が考えられます。今後は、母親が安心して働ける就労環境、子どもを安心して預けられる保育体制の充実が必要です。

<ニーズ調査結果からみえる課題>

- 現在利用している認定こども園・保育園の満足度は高く、不満を感じている保護者は6.8%となっています。
- 認定こども園・保育園に対して、豊かな心の教育や基本的な生活習慣など、人間性の基礎的な教育・育成を期待していると考えられます。
- 出産直後の母親の困り事（未就学児のみ）として、「家事の支援」が50.2%、「上の子の世話」が41.1%みられ、家庭での日常生活の支援や複数の子どもの育児支援等が求められると考えられます。
- 子どもの遊び場や公園等の整備状況について、不満の回答が未就学児で38.9%、小学生で45.1%みられ、子どもの遊ぶ環境に不満を感じている保護者が多いと考えられます。
- 少数ながら、「相談相手がいない」が未就学児で0.4%、小学生で1.4%みられます。地域で孤立している可能性があるため、つながりを持つことが必要と考えられます。
- 小学生の学校生活は満足度が高く、不満を感じている保護者は7.1%となっています。
- いじめ発生時の学校の対応に期待することは、「被害児童・生徒の心のケア」が76.6%、「加害児童・生徒への指導」が66.7%となっており、被害者・加害者ともに適切な対応が期待されています。
- 市が期待されている取り組みは「遊べる施設の整備」、「児童館・屋内型児童厚生施設の整備」、「学校教育の充実」、「防犯・防災対策の推進」、「親子で集まれる場所・参加できるイベントの開催」が挙げられます。また、市内各地が観光地である地域の特徴から、自由意見より、「観光バス等の通行が多いため、子どもの交通安全の確保」等の期待がみられます。

<事業者調査結果からみえる課題>

- 最も大きな課題は、保育人材の確保と考えられます。
- 伊豆市は比較的子育て支援が充実しており、多くの市民に知っていただくための効果的なPRが必要と考えられます。
- 居住する地域や居宅の形態によって、地域とのつながりや相談相手の有無に差がみられ、地域の状況に応じた対策、支援が必要と考えられます。
- 保護者に対して、保育事業の適正な利用に関する意識の向上、家庭教育の啓発が期待されています。

<事業・施策実施状況からみえる課題>

- 幼児教育の利用者が年々減少し、認定こども園教育部の利用者が定員を下回る状態が続いています。
- 保育の利用者のうち2号認定の児童は年々増えています。その一方で3号認定は年度ごとの増減は大きくなっています。なお、近年、待機児童は平成30年度まではみられませんでした。令和元年度後半から3号認定（0～2歳児）で見られるようになりました。今後は、低年齢児の保育利用意向の変化により、3号認定の待機者が発生する可能性があります。
- 出生者数が減少しており、妊産婦、乳児を対象とした事業は計画値を下回っています。その一方で、ファミリー・サポート・センターの登録者数は計画値を上回っており、住民の助け合いの活動は活性化しています。
- 一時預かり事業（幼稚園型保育、幼稚園型以外）は、計画値を大幅に下回る年度が多く、利用希望があっても実際には利用しない保護者が多いと考えられます。
- 延長保育や病児・病後児保育は、計画以上の実施体制を整備し、利用者数も計画値を上回っていることから、今後も一定数以上の利用が見込まれると考えられます。
- 放課後児童クラブは、児童数が多い学校において待機者が発生しているケースがみられることから、実施場所の確保、支援員の確保・育成が必要です。また、近年、高学年の利用希望者が増えており、ニーズに見合った受け入れ体制の確立も必要です。
- 出産や小児医療体制について、対応可能な医療機関が減少しているため、従事する医師や助産師等の確保、育成等が必要です。
- 市民や企業等への働き方や男女共同参画に関する情報発信・意識啓発の工夫が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

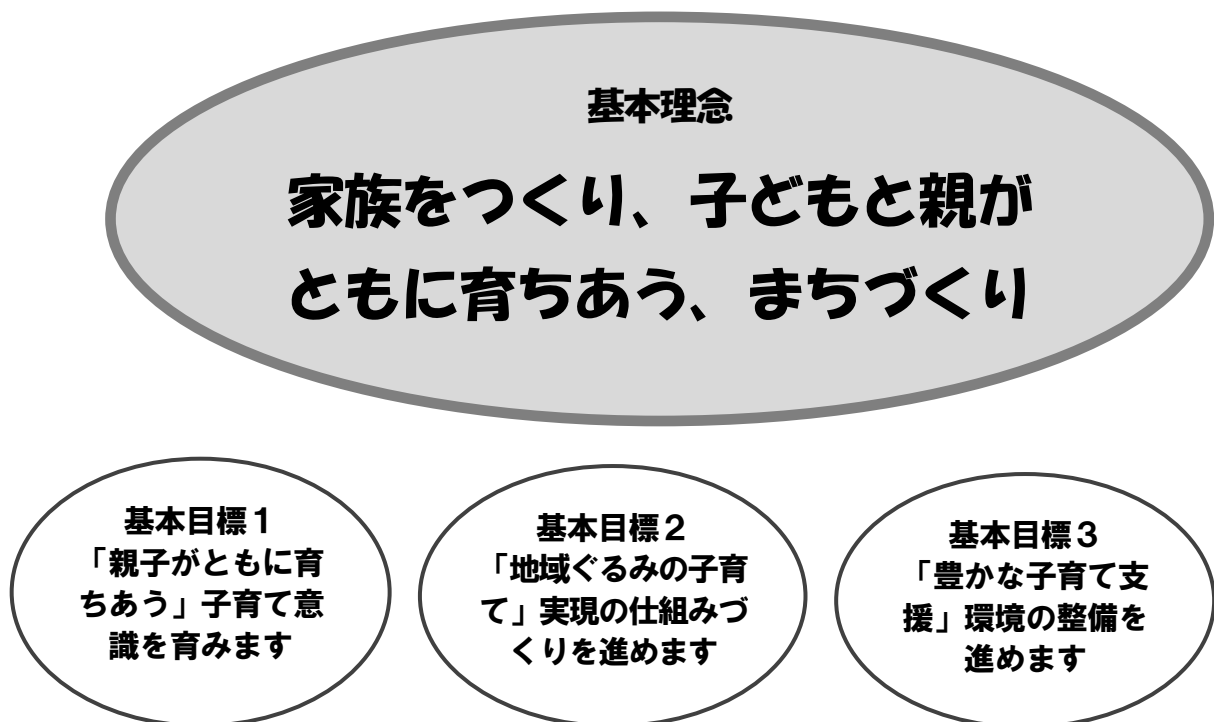
伊豆市では、全国や静岡県との平均と比べて、婚姻率、出生率が低い状態が続いています。

このような状況において、多くの若者が新たに結婚し、子どもを生み・育てていく意欲を持てるような地域づくりが必要です。

また、生まれてきた子どもが、それぞれの個性に合わせて家族とともに成長できるよう、家族だけではなく地域社会、行政機関、企業（事業所）がそれぞれの役割を担いながら、連携協力を図り、社会全体で子どもや子育て家庭を支援する、支え合いのまちづくりを進めていきます。

将来の地域社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子育ての中心的な役割を担う親が安心して子育てをできるようなまちづくりを目指し、本計画における基本理念を「**家族をつくり、子どもと親がともに育ちあう、まちづくり**」と定めます。

また、基本理念に基づき、3つの基本目標を設定します。



2 基本目標

基本目標1 「親子がともに育ちあう」子育て意識を育みます

子育ては、保護者が夫婦で協力して行うことが基本となります。しかし、初めての子どもが生まれる家庭では、夫婦ともに初めて親になるため、子育ての知識や認識を新たに身につける必要があります。

そのため、子どもが生まれる前から妊娠・出産、育児に関する知識を男女ともに身につけ、子育てや親の役割、責任等の認識を高めていく必要があります。

また、家族内のみでの子育ては心身の負担が大きくなることから、全てを自分たちで抱え込まず、家族・親族や地域社会、行政に支援を求めるよう意識の啓発に努めるとともに、各種事業の情報発信等も必要です。

これらの取り組みについて、家庭の状況に合わせて早期に進めていくことで、子どもの成長とともに「親子がともに育ちあう」家族を育てていきます。

基本目標2 「地域ぐるみの子育て」実現の仕組みづくりを進めます

子どもは、その家族だけのものではなく、地域社会みんなの宝となります。また、地域全体で子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐことで、安心して子育てができ、さらには、地域の将来を担う人材の育成につながります。

そのため、市内各地域において、子ども・子育て支援の重要性に対する関心を高め、理解を深め、さらには、地域住民や地域で活動する各主体が協働し、取り組みを進めていくことが必要です。なお、市では、これらの取り組みを効果的に進めるための仕組みづくりを進めていきます。

基本目標3 「豊かな子育て支援」環境の整備を進めます

市内で生活している子どもに対して、本人の個性や家族の就労状況、経済状況など、それぞれの状況に応じて必要な支援は多岐にわたります。

そのため、子どもや家庭の状況に応じて教育・保育事業を充実し、子ども一人ひとりの個性・成長に応じた健全育成が必要です。また、切れ目のない支援体制を充実させるとともに、保健、教育、福祉、都市基盤整備など、各分野の施策を進め、子育てしやすい地域の環境整備を進めていきます。

3 計画の体系



4 各主体の役割

基本理念及び基本目標の実現に向けて、計画の推進にあたっては、家庭、地域、教育・保育施設等、事業者及び行政がそれぞれの役割を担い、社会全体が一体となって進めていく必要があります。

地域におけるさまざまな資源と連携・協力した取り組みを推進するとともに、多様な主体による子ども・子育て支援活動の促進を図ることとします。

活動主体	担っていただきたい役割
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が子育てについての中心的な役割を担い、家庭が教育の原点となり、出発点となります。 ○子どもにとって、日常的な安心と学び、経験の場となり、成長の基礎を築く場となります。 ○地域の一員として、さらには地域の将来を担う人材として、世代を問わず家族ぐるみで地域の人々となつながりを持ちます。
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民は、子どもや子育て家庭を理解し、寛容さを持ち、可能な範囲で子育て家庭の支援や見守りに参加します。また、地域で虐待を受けている子どもや貧困の可能性のある家庭を把握し、市や関係機関に報告します。 ○PTA活動や保護者会活動をはじめ、地域におけるさまざまな活動主体が連携し、コミュニティの中で子どもを育みます。 ○NPO法人やボランティア団体は、自治会・町内会や関係機関等と連携・協力しながら、きめ細やかなニーズに対応した支援を行います。
教育・保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園・認定こども園は、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担い、健康的で豊かな教育・保育を推進します。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、一人ひとりが持つ個性と能力を最大限発揮しながら、「生きる力」を育む場となります。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者等を雇用する事業主は、法制度改正や社会ニーズを勘案し、従業員の働き方の改善に努め、子育て中の従業員が男女を問わず子育てに向き合えるよう、また、従業員が結婚、出産に意欲を持てるよう、職場環境の整備を行います。 ○事業者が有する機能や専門性を活用し、さまざまな体験や学習機会等を提供するなど子育て支援に貢献します。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児期の教育・保育の質的改善、バランスの取れた配置を推進します。 ○地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体として、地域の実情に応じた取り組みを関係機関等と連携しながら実施します。 ○子育て家庭が安心して生活できる道路や公園等の基盤整備を推進します。 ○児童虐待や貧困、障がいその他特徴のある家庭の現状を把握し、子どもの安全や健康的な成長に向けた緊急的、継続的な支援を実施します。

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 子育てしやすい地域社会の醸成

市全体が子育てしやすい地域となるよう、市内各地域で子育て家庭に寛容で協力的な地域コミュニティづくりを目指します。また、地域で活動するボランティアや活動団体の育成・人材育成、若者を中心とした結婚意識の向上や新しい家庭をつくるための取り組みを推進します。

(1) 子育て家庭が暮らしやすい地域社会づくりの推進

子育て家庭が地域社会の中で子育てを続けられるよう、市民全体の子育て意識、子育て家庭への支援意識の向上を図ります。

また、きめ細やかな子育て支援サービスや教育・保育サービスを効果的・効率的に提供するため、市を中心に教育・保育サービス事業者や保健福祉サービス事業者、自治会・町内会、保護者会、NPO法人、ボランティア団体等の連携体制構築を図ります。

さらに、地域で活動する団体の活動促進や、福祉人材の確保・育成を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発事業	市民全体、自治会・町内会、民生委員・児童委員を対象に、子育て家庭への寛容な対応や支援実施に向けた意識向上のための情報発信を行います。	こども課 社会福祉課
②子育て支援のための連携体制の構築	子育て家庭の実態把握、支援事業の実施など、効果的な支援に向けた関係機関との連携体制の構築を図ります。 また、支援内容の向上に向けた調整を継続的に実施します。	こども課
③子育てボランティア団体、支援団体の設立・活動支援	地域で活動している子育て支援を目的としたボランティア団体、支援団体の設立や、活動場所の確保、活動内容の広報など、活動支援を行います。	こども課 社会福祉協議会
④子育て支援ボランティア養成講座	子育て支援ボランティアの人材育成のため、定期的に養成講座を開催します。	こども課 社会福祉協議会
⑤福祉人材の確保・育成対策の検討	市内の保育園、認定こども園その他子育て支援に資する福祉サービスを担う人材の確保・育成のため、効果的な対策を検討します。	こども課

(2) 結婚・家庭づくりに向けた意識啓発、環境整備の推進

市内在住の独身者を対象に、結婚相談や出会いの場の機会を設け、結婚や出産、市内への定住に向けた意識啓発、環境整備に努めます。

また、出産希望者を対象に、妊娠・出産、家庭づくりにあたっての意識の向上に努め「親育て」に向けた意識啓発・情報発信を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①結婚相談	市内在住の独身者を対象に、結婚相談員による相談対応を行います。 また、参加者の増加に向け、募集方法の改善を図ります。	市民課
②ふれあいパーティー	20歳以上の独身男女の出会いの場として、ふれあいパーティーを開催します。 また、参加者の増加に向け、募集方法の改善を図ります。	市民課
③結婚、妊娠・出産、家庭づくりに向けた意識啓発	市内在住の独身者を対象に、結婚や親になることの意義を啓発し、将来の「親育て」を図ります。 また、「伊豆市での子育て」の魅力、利点を周知し、市内の定住、子育てを促進します。	こども課

2 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実

妊娠・出産を願う夫婦の希望が実現できるよう、妊娠から育児まで切れ目のない支援を行える相談体制を充実するとともに、不妊・不育治療の情報提供や費用助成、産科医の確保など、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

特に、妊産婦の心身の負担や不安に対応できるよう、課題を把握した際に速やかに支援につなげるよう、体制の充実に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①子育て世代包括支援センターの設置	妊娠から出産、育児まで、継続的な支援を行えるよう「子育て世代包括支援センター」を設置し、関連する専門職を配置します。 また、相談内容の継続的な記録、関係機関との連携などにより、効果的な情報発信や個々の状況に応じた相談対応ができるよう、体制整備、職員の資質向上を図ります。	こども課
②不妊・不育症治療情報の提供	治療費の助成制度や県が実施している不妊専門相談センターなど、不妊・不育症治療に関する情報を提供します。	こども課
③不妊・不育症治療費助成	不妊・不育症治療の医療費を助成します。	こども課
④産科医の確保	安心して子どもを産み育てることができるよう、市内外の関係者と協力し、地域ニーズに対応した産科医師の確保に努めます。	健康支援課
⑤出産準備手当	妊娠 22 週を迎えた方に、出産に関わる準備金を支給します。	こども課
⑥母子健康手帳の交付	地域の妊婦の状況を把握し、妊産婦及び乳幼児に関する行政サービス情報を提供します。	こども課
⑦妊婦健康診査（全 14 回）	妊婦と胎児の健康を守り、妊娠が順調であるかを確認するために継続的に実施するものです。 また、HTLV-1 抗体検査、クラミジア検査、ヒト免疫不全ウイルス抗体検査、子宮頸がん検査を実施します。	こども課
⑧コアラ教室（妊婦・両親） （保健・歯科・栄養）	快適な妊娠生活を送るための保健・歯科・栄養指導や相談を行うとともに、妊婦同士の交流の場になるよう働きかけをします。 また、仕事を持つ妊婦が参加しやすいよう、開催時期や方法について、随時改善を図ります。	こども課

3 地域における子育てへの支援

子どもや子育て家庭を対象に、保育サービスを中心とした子どもの心身の健全な育成や、家庭の状況に応じた適切かつ効果的な子育て支援事業を推進します。

(1) 子育て支援サービスの充実

保育園や認定こども園、子育て支援センター等におけるサービスの充実を図るとともに、より効果の高い事業の実施に向けて、運営内容の随時改善を図ります。

また、ファミリー・サポート・センターでは会員の増員、機能の充実に努めるとともに、子育て中の家庭へ情報提供、利用促進を呼びかけ、育児の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

さらに、今後国際化が進み外国に由来を持つ子どもを受け入れる場合に備えて、あらかじめ体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①認定こども園教育部での預かり保育	認定こども園教育部に通う児童を対象に、教育標準時間外でも児童を預かる保育サービスを行います。	こども課
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや保育園等を利用して、子育て中の親子の集い、交流、育児相談、子育てに関する情報提供を行います。	こども課
③認定こども園の園庭開放	認定こども園において、地域の乳幼児や保護者が気軽に集まることができ、子育てに関する情報を得たり、子育て支援員に相談等できる機会を設けます。	こども課
④ファミリー・サポート・センター事業	未就学児や小学生のいる世帯（依頼会員）を対象に、登録した市民（提供会員）が一時的に子どもを預かるよう、連絡・調整を行います。	こども課
⑤家庭児童相談室	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。	こども課
⑥3歳児親子体操教室	親子でコミュニケーションしながらマット、平均台、フープなどを使用し、年齢に応じた運動・遊びを親子で行います。（主催はNPO法人となります。）	こども課
⑦子育て支援事業	子育て支援センターへボランティアの派遣支援や老人クラブ等との交流のコーディネートを行います。	社会福祉協議会

(2) 保育サービスの充実

保護者の働き方や社会の要請による保育ニーズの変化に対応できるよう、子どもの育成環境が良好な保育施設の整備、保育内容の充実を図ります。また、一時的な保育についても、保護者の状況に応じて適正に利用できるよう、実施体制の充実を図ります。

さらに、保育園、認定こども園保育部の利用者数、利用動向を考慮し、適正な規模や施設の配置に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通常保育事業	市内の保育園、認定こども園保育部において、保育を必要とする乳幼児に適切な通常保育を行います。 また、保育環境の充実や保育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	こども課
②時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の労働時間、保育ニーズに合わせて、通常の保育時間（7時～18時）以降の時間に、延長保育を行います。	こども課
③一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化や疾病などやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる、一時預かりを行います。	こども課
④給食費の助成	令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、保育園及び認定こども園の給食費の実費徴収により利用者の負担が増加しないよう、市費により給食費の一部を助成します。 また、第3子以降は保護者の所得に関わらず給食費の一部を助成します。	こども課
⑤休日保育	子育てと仕事の両立支援の一環として、休日（日曜日・祝日）に保護者が仕事のため家庭で保育できないときに、指定された市内の保育施設（2か所）で保育を行います。	こども課

(3) 児童の健全育成

放課後の子どもの居場所確保のため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。

放課後児童クラブについては、利用者の利便性や効率化、預かり内容の充実を図るため、他施設との併設を進めます。

さらに、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、家庭児童相談室、児童委員、児童相談所、学校などの関係機関との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	保護者の就労等により平日日中に子どもの世話をできない家庭を対象に、授業の終了後に子どもが過ごす場を提供し、健全な育成を図ります。	学校教育課
②健康授業	保健授業を通じて、正しい異性観を持ち、望ましい行動が取れるよう教育・啓発を行います。	学校教育課
③通学路の安全確保	通学路における子どもの安全を図るため「かけこみ110番の家」の確保と周知に関係機関と連携を取って進めます。	学校教育課
④いじめ110番の設置	いじめや非行、不登校など、子どもの心と教育全般に関する相談窓口を開設します。	学校教育課
⑤家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。	こども課
⑥放課後児童の居場所づくり	放課後児童の預かり需要の増加や学校の統合による通学距離の遠距離化による待機時間の安全確保、不登校児童への対応など複合的に行える施設整備を進めます。	学校教育課

4 子どもと親の健康づくり

保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、子どもの健康状態の把握、健康的な食生活、医療の確保を推進します。また、保護者の心身の健康状態の把握や改善、家族そろっての健康的な生活を促進します。

(1) 子どもや乳幼児期の母親の健康確保

出産後、新生児期及び乳幼児期、就学時期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、子どもや乳幼児期の母親の健康づくりを進めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①新生児訪問 (未熟児も全戸訪問) こんには赤ちゃん訪問	生後2か月までの乳幼児のいる全ての家庭を訪問し子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行います。	こども課
②赤ちゃん訪問 (6か月児とその家庭)	赤ちゃんの生まれたお宅に、身近な存在である民生委員や主任児童委員が訪問し子育て支援情報を提供し、相談対応を行います。	社会福祉協議会
③離乳食教室 (4か月・7か月・11か月)	離乳食の進め方、アレルギー対策、バランスのよい食生活の大切さの理解を深めるとともに、育児に関する相談を行います。	こども課
④産婦健康診査(2回)	出産後の母親を対象に、出産後の健康状態の回復状況を把握するために、健康診査を実施しています。また、審査結果に応じて、適切な支援につなげていきます。	こども課
⑤健康相談	保健センターなどで乳幼児及び母親の心身の健康を維持・増進するための相談を実施します。	こども課
⑥あざれあ相談室の情報提供	夫や子ども、家庭を巡る悩みなどについて相談できる「あざれあ相談室」(静岡県)の情報を提供します。	こども課
⑦子育て支援教室	育児不安の軽減、育児スキルの向上や情報交換、孤立感を解消し、仲間づくりをサポートします。 また、支援対象者の状況に応じて、個別の対応も行います。	こども課
⑧産後ケア事業	出産後の母親とお子さんの生活リズムをつくるため、助産院や自宅において、親子のケアや、授乳指導・育児相談等を行います。	こども課

⑨乳児健康診査 (4か月・10か月)	委託医療機関において乳児の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、育児に関する助言を行います。	こども課
⑩1歳6か月児・ 3歳児健康診査	幼児の成長・発育発達を確認し、問題の早期発見、早期対処に努め、母親の育児不安を解消するための相談指導を行います。	こども課
⑪歯科健診 (1歳6か月児、2歳児、 2歳6か月児、3歳児)	歯科健診及びフッ化物塗布、ブラッシング指導を行い、幼児のむし歯予防を啓発します。	こども課
⑫5歳児健康診査	幼児の成長発達の確認及び得意なこと、不得意なことの特徴を把握し、就学に向けた適切な支援を行います。	こども課 社会福祉課 学校教育課
⑬フッ化物塗布 (1歳6か月児～年少児)	乳歯の生える時期から永久歯への生えかわりの時期まで、3か月ごとにフッ化物を塗布し、幼児のむし歯予防を推進します。	こども課
⑭フッ化物洗口事業 (年中児・年長児、小学生)	年中児から小学6年生に対して、永久歯のむし歯予防対策として、フッ素洗口を実施します。	こども課
⑮歯科教室 (保育園児・こども園児・ 小学生・中学生)	各年齢に合わせ、むし歯や歯周病についての理解を深め、正しいブラッシング方法の指導を行います。	こども課
⑯ちびっこクラブ	1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児健康診査事後の支援が必要と思われる親子を対象に開催し、集団での遊びを通して乳幼児の発達を促し、家族の不安やストレスの解消に努めます。	こども課 児童発達支援センター
⑰言語相談	発音、吃音、言葉が出ないなどの言葉に関する相談対応及び助言などを行います。	こども課 児童発達支援センター
⑱心理相談	子どもの成長や発達の心配事などについて、相談に対応し、家庭での関わり方の助言を行います。	こども課 児童発達支援センター
⑲予防接種事業	各種予防接種を実施します。 また、里帰り出産等で県外の医療機関で接種したときは、接種費用の償還払いを行います。	こども課
⑳乳幼児総合発達相談	子どもの成長や発達の心配事について、診察・相談・指導・助言・発達検査を行います。	こども課 児童発達支援センター

(2) 食育の推進

あらゆる機会を通じて食に関する情報提供と、食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。

また、伊豆市食育推進計画に基づき、関係機関と連携して食育を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①おやこ・野菜大好き減塩教室（小学生）	学校や地域団体などと連携し子どもを対象とした料理教室を開催し、望ましい食生活の確立や豊かな人間性を育むための食育を推進します。	健康支援課
②認定こども園・保育園の食育推進事業	管理栄養士が定期的に認定こども園、保育園を巡回し、「食」を通じ食べることの楽しさや大切さを伝える食育を実施します。	こども課
③小学生への減塩教室（減塩プログラム）	小学5年生の家庭科授業において、こども課職員と小学校の栄養士が連携し、減塩について伝えます。 また、家族で話し合う機会を持ち、家庭へ啓発していきます。	こども課

(3) 思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒が身につけるべき正しい知識の普及を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①健康授業（再掲）	保健授業を通じて、正しい異性観を持ち、望ましい行動が取れるよう教育・啓発を行います。	学校教育課
②スクールカウンセラーの配置	中学校にスクールカウンセラーを配置し、思春期の心のケアを行います。	学校教育課
③心の相談員の配置	市内中学校に心の相談員を配置して、支援を求める児童・生徒の心のケアを進めるとともに、不登校児童への指導を行います。	学校教育課

(4) 小児医療の充実

関係機関との連携のもと、安心して子どもを産み、子育てできるように、小児医療を充実します。また、保護者への小児医療に関する情報提供の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①小児救急医療体制の充実や周知	医療機関について、第1次、2次、3次救急の役割を明確にし、救急医療体制の円滑な運営を支援しています。 また、「静岡こども救急電話相談」を活用し、緊急時の対応方法や休日当番医の情報等を市民に周知します。	健康支援課
②小児科医の確保	安心して子どもを産み育てることができるよう、地域のニーズに対応した医師の確保に努めます。	健康支援課
③こども医療費助成事業	高校生相当年齢まで、保険適用分医療費を全額助成します。	こども課
④未熟児養育医療	生まれたときの体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費を軽減します。	こども課

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校や地域社会における多様な教育とともに、家庭教育の支援、有害情報の防止等により、子どもの教育環境の整備を推進します。

(1) 次世代の親の育成

福祉体験や育児体験を通じて、次代の親の育成に向けた意識の向上に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①福祉体験	老人ホームなどの福祉施設で高齢者や障がい者とのふれあいや福祉体験を行います。	学校教育課
②育児体験	認定こども園、保育園に出向いて、乳幼児の育児体験を行います。	学校教育課

(2) 幼児教育の充実

認定こども園において、保護者のニーズに応じた幼児教育を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①幼児教育	認定こども園において、適切な幼児教育を行います。 また、教育環境の充実や教育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	こども課

(3) 学校の教育環境などの整備

子ども自身が生きる力を育むことを第一に考え、きめ細やかな教育を推進するとともに、学校施設の整備に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①学校経営計画	学校経営計画を立て、子どもの自主性を重んじ、子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を進めます。	学校教育課
②地域総合学習事業	各学校単位で地域の自然、人などへの関わりを体験し、地域に根ざした豊かな体験・交流活動を推進することにより、自分らしく工夫し表現できる児童・生徒を育成します。	学校教育課
③学校再編計画	子どものより良い学習環境を整えるため、中学校の再編に取り組んでいきます。	学校教育課
④学校研修計画 (教職員の資質向上)	教職員の資質を向上させ、頼もしい先生を育成します。	学校教育課
⑤特別支援教育の推進	支援が必要な児童生徒のために支援員を配置して、特別支援教育を進めます。	学校教育課
⑥学校施設整備事業	より良い教育環境を確保するため、学校施設の整備を進めます。	学校教育課
⑦学校別防災会議・交通安全会議	通学路の安全確保や防犯のために、家庭や地域と連携し、会議を開催します。	学校教育課

(4) 家庭教育への支援の充実・地域の教育力の向上

相談対応や情報提供、講習会などを通じて、家庭教育への支援の充実を図ります。また、子どもから高齢者まで地域住民相互の交流の場、活動の拠点づくりを行い、地域の教育力の向上に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 また、乳幼児期や思春期の関わりについて、相談に対応します。 さらに、児童虐待の恐れがある場合、発見者から相談を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	こども課
②子育て支援員活動（再掲）	各地区保健センターなどを巡回し、保護者の悩みの相談に応じます。	こども課
③男女共同参画意識の啓発	講演会や講座等を開催し、男性と女性がお互いの人格を尊重し思いやる意識を啓発します。	総合戦略課
④総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、スポーツを通じて心身の健康づくりや地域住民の交流を図り、地域の活性化を目指します。	社会教育課 伊豆市スポーツ協会
⑤家庭教育推進協議会	市立の小・中学校家庭教育学級長に対し、より質の高い学級を実施するための指導、啓発を行います。	社会教育課
⑥「いずの先生」事業	市内で「教えたいニーズ」を持つ市民を登録し、学校からのさまざまな要請に対し、講師を派遣します。	社会教育課
⑦体験教室「ふるさと」学級	体験を通し、ふるさとを知ることにより、たくましい青少年を育成します。	社会教育課
⑧スポーツ少年団の育成	運動施設の便宜を図り、少年団の育成を行います。	社会教育課
⑨子ども会活動	学校や家庭では成し得ない子どもたちの自由な活動を育成者とともに支援します。	社会教育課
⑩子育て支援ネットワーク拠点の整備	地域における子育て支援ネットワークの拠点として、空き施設などを活用した拠点整備を行います。	こども課

(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

指導員や地域住民による街頭補導活動などを通じて有害な環境から子どもたちを守ります。

また、学校間のネットワークを利用し迅速な情報提供を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①街頭補導活動	青少年指導員による街頭補導や祭典補導、非行防止活動を行います。	社会教育課
②青少年教育相談拠点の整備・運営	相談室を設け、指導員を配置し、街頭補導や生活指導などを行います。	社会教育課
③学校間ネットワークの活動	学校間のネットワークを活用し、有害情報の提供や共有化を図ります。	学校教育課
④青少年問題協議会	青少年の問題行動の現状を分析したり、健全育成のための施策を検討します。	社会教育課
⑤青少年を取り巻く有害情報環境対策講座	携帯ネットによる有害情報から青少年を守るための対策の指導を受けます。	社会教育課
⑥地域の青少年声掛け運動	地域住民総がかりで青少年を温かく見守り、育成していく雰囲気を醸成するため、本運動の参加者を増やしていきます。	社会教育課

6 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしやすい住宅環境の整備や、子どもと安心して外出し、過ごせる都市基盤の整備を推進します。

(1) 良質な住宅の確保

子育て家庭の住み替え促進のため、市内の空き家住宅の情報を提供します。

また、子育て家庭に対応した公営住宅の供給に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①空き家住宅の情報提供	市ホームページ上で、市内の空き家住宅の情報を提供します。	総合戦略課
②市営住宅の供給	子育て家庭に対応した公営住宅の供給に取り組みます。	用地管理課

(2) 安全・安心のまちづくり

公共施設や公園、道路整備を進めるにあたり、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①公共建築物のバリアフリー化	多くの住民が利用する公共施設の整備、改善にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れた設計、施行を進めます。	財務課
②民間建築物のバリアフリー化	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みを促進します。	都市計画課
③交通安全施設の充実	市道の安全性や各区からの要望を調査検討し、ガードレールや防犯灯その他交通安全施設の増設、改善に努めます。	建設課
④道路改良に伴う歩道の整備	誰もが安全、安心、快適に移動できる歩行空間を確保するため、道路整備に合わせた歩道整備を進めます。	建設課
⑤身近な公園整備と適正な管理	安心安全で子育てしやすいまちづくりを目指して、公園整備を進めます。 また、既存の公園の適正な管理に努めます。	都市計画課

7 職業生活と家庭生活との両立の推進

男性が働きながら子育てや家事が行えるよう、また、女性が子育てをしながら就労できるよう、環境整備を図ります。

また、子育てに男女の差が発生しないよう、両親そろっての子育て参画を促進します。

(1) 多様な働き方の実現

近年法制度の改正が進んでいる育児・介護休業法や働き方改革関連法の趣旨に沿って、職場優先の意識改革や、仕事の時間と家庭の時間のバランスを考えた男性の働き方の見直しを啓発するとともに、育児休暇、再雇用制度等の各種制度の普及に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①法制度の広報・啓発	育児・介護休業法や働き方改革関連法の趣旨を広報します。	観光商工課
②企業・事業所に対する意識啓発	仕事と出産、子育て、家事との両立を支援するため、長時間労働の是正、有給休暇、育児休業の取得促進など、企業・事業所に対する意識啓発、情報発信を行います。	観光商工課
③育児休業制度等の各種制度の普及啓発	育児・介護休業制度、育児・介護等を理由に退職した労働者を対象とする再雇用制度等の普及に向けて啓発します。	観光商工課

(2) 仕事と子育ての両立支援の基盤整備

保護者が安心して働き、子どもが保育を利用できるよう、ニーズに合った保育サービスの充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通常保育事業（再掲）	市内の保育園、認定こども園保育部において、保育を必要とする乳幼児に適切な通常保育を行います。 また、保育環境の充実や保育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	こども課
②時間外保育事業 （延長保育事業）（再掲）	保護者の労働時間、保育ニーズに合わせて、通常の保育時間（7時～18時）以降の時間に、延長保育を行います。	こども課
③一時預かり事業（再掲）	保護者の就労形態の多様化や疾病などやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や保護者の育児疲れなどの解消に対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを行います。	こども課
④放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） （再掲）	保護者の就労等により平日日中に子どもの世話をできない家庭を対象に、授業の終了後に子どもが過ごす場を提供し、健全な育成を図ります。	学校教育課
⑤認定こども園教育部での 預かり保育（再掲）	認定こども園教育部に通う児童を対象に、教育標準時間外でも児童を預かる保育サービスを行います。	こども課
⑥ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	未就学児や小学生のいる世帯（依頼会員）を対象に、登録した市民（提供会員）が一時的に子どもを預かるよう、連絡・調整を行います。	こども課
⑦病児・病後児保育事業	保育園・認定こども園を利用している児童のうち、病気の児童を対象に、病児保育施設、病後児保育施設において、看護師等が一時的に保育を行います。	こども課

8 子どもの安全確保

子どもや保護者が安心して生活できるよう、交通安全対策や防犯・犯罪被害対策、被害を受けた心身の立ち直りの支援に向けた各種取り組みを推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進、チャイルドシートの安全利用の推進

子どもを交通事故から守るため、交通マナーの習得など交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底など、子どもだけでなく保護者に対する意識の高揚と交通事故防止対策を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①交通安全教室	保育園、認定こども園、学校等で交通安全教室を開催します。	防災安全課
②チャイルドシート購入補助金交付	購入額の2分の1の額で、1万円を上限に補助金を交付します。(幼児1人1台を限度とします。)	社会福祉協議会
③チャイルドシート貸し出し事業	乳児を持つ家庭を対象に、チャイルドシートを貸し出します。	社会福祉協議会

(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、関係機関との連携により、防犯意識の高揚と防犯対策の充実に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通学路の安全確保(再掲)	通学路における子どもの安全を図るため「かけこみ110番の家」の確保と周知に関係機関と連携を取って進めます。	学校教育課
②学校・園だよりの発行、学校ごとの防災防犯委員会開催、不審者情報連絡網の充実	防災・防犯、交通安全について、学校ごとに委員会を開催するとともに、その内容について学校だよりや園だよりなどで情報公開を行います。	学校教育課 こども課
③防犯講習会	不審者や不当侵入者に対する防犯講習会や防犯訓練を開催し、現況にあった防犯計画を作成します。	学校教育課 こども課

(3) 被害を受けた子どもの立ち直り支援

家庭児童相談室やスクールカウンセラーなどを通じて状況を把握し、関係機関との連携のもと、適切な対応を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。	こども課
②スクールカウンセラーによる指導	全校に、定期的にスクールカウンセラーを配置し、被害を受けた児童・生徒の指導・ケアにあたります。 また、保護者が気軽に相談できるシステムの導入を図ります。	学校教育課
③児童委員による支援	家庭や各地域での相談支援、見守りの充実を図ります。	社会福祉課

9 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

虐待を受けた子どもやひとり親家庭、貧困家庭で生活する子ども、障がい児がその状況に応じた支援を受け、適切な生活を維持・改善できるよう、子ども本人や家庭に対して、あらゆる制度・事業を活用し、きめ細やかな取り組みを推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携により、虐待やDVの早期発見、早期対応に取り組むとともに、相談体制や保護者に対する啓蒙活動を強化していきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①要保護児童対策地域協議会を中心とした支援の実施	要保護児童及びその保護者への早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会において地域社会や関係機関と連携し、より効果的な支援を行います。	こども課
②家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 なお、児童虐待の恐れがある場合、発見者から連絡を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	こども課
③心の相談員による相談対応	家庭内での暴力の不安や恐怖の相談に応じます。担任・養護教諭とともに早期発見に努め、事故を防ぎます。	学校教育課
④児童虐待防止啓発事業 子育て講座「ほっと」	子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、子どもとの関わり方を学ぶ場を提供します。	こども課

(2) ひとり親家庭、貧困家庭などの自立支援の充実

家庭生活、子どもの成長、教育等に必要な経済的支援を図るとともに、生活実態に応じた支援に努めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し、職業能力の開発を行う者に対して、給付金を支給します。	こども課
②情報誌の配布	県が発行している「ひとり親家庭のために」を配布し、貸付等の情報を提供します。	こども課
③母子家庭等医療費助成	母子、父子家庭でかかる医療費を助成します。	こども課
④児童扶養手当の支給	父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、児童の健やかな成長を願って支給します。	こども課
⑤就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費等を援助します。	学校教育課
⑥奨学金貸与	経済的理由により、就学が困難な学生などを援助するため、一定の基準により奨学金の貸付をします。	学校教育課
⑦高等職業訓練促進金	ひとり親家庭の保護者の就職に有利で、生活の安定につながる資格を取得するため、1年以上の専門学校等での受講期間のうち、一定期間について高等職業訓練促進金を支給するとともに、専門学校等への入学時における負担を考慮し、修了支援給付金を終了後に支給します。	こども課
⑧貧困家庭の把握	学校や地域において、子どもの行動や服装等から家庭の貧困状況を把握し、本人、家族に配慮しながら実態を把握します。	こども課
⑨生活困窮世帯の子どもの生活、学習支援	生活困窮者自立支援制度を活用し、子どもの学習支援をはじめ、日常生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	社会福祉課

(3) 障がい児施策の充実

保健、医療、福祉、教育部門が連携を取りながら、専門的立場で対応し、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら、適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実していきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①特別支援コーディネーター、巡回相談員、専門家チーム会議等による指導・相談	知能検査や面談により分析、診断し、特別支援教育に係る的確な発育環境を整えます。	学校教育課
②療育体制の充実	関係機関との連携により、地域で生活できるよう地域療育体制を充実します。	社会福祉課
③児童発達支援センターの充実	子どもの成長や発達の心配事について、相談対応や子どもの状況に合わせた個別・小集団での支援などを行います。 令和2年度に設置施設が新設されることから、体制の整備・充実を図ります。	こども課
④「障がい児福祉計画」との連携	児童福祉法に基づく、障害福祉サービスの提供を目的とする「障がい児福祉計画」との連携を図り、それぞれの状況に応じたサービス提供を図るとともに、提供体制の充実、提供内容の点検・改善を図ります。	こども課 社会福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

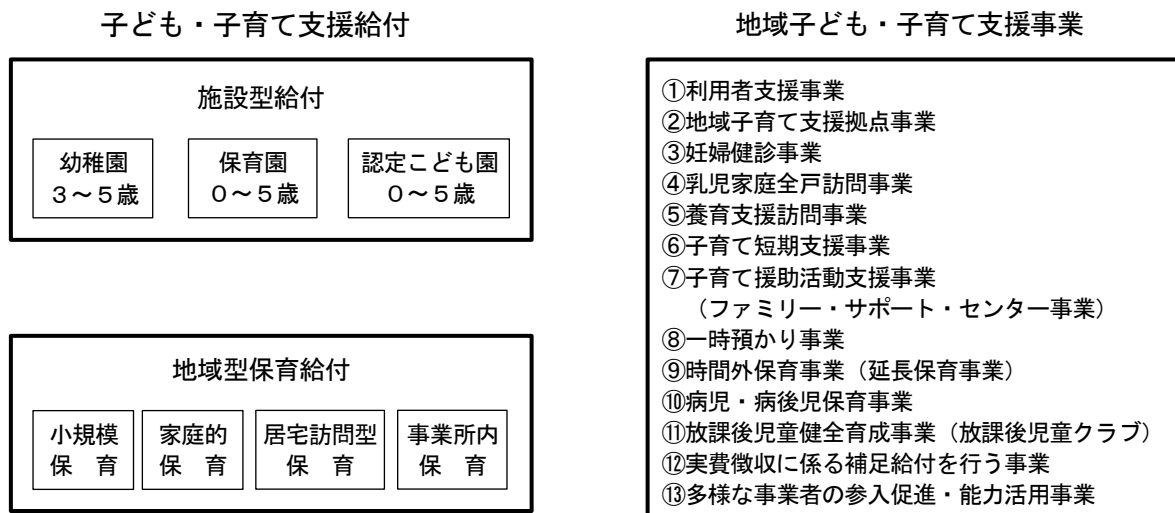
1 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育園、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育園、認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です。(伊豆市においては、保育園、認定こども園の2種類)

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するための計画であり、各サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。



(2) 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、市では子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けた子どもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関(伊豆市の場合)
1号認定	なし	3～5歳	認定こども園教育部
2号認定	あり	3～5歳	認定こども園保育部、保育園
3号認定	あり	0～2歳	認定こども園保育部、保育園

2 子どもの推計人口

本計画期間（令和2年～令和6年度）の児童数の推計は、平成27年～平成31年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、以下のとおり算出しました。

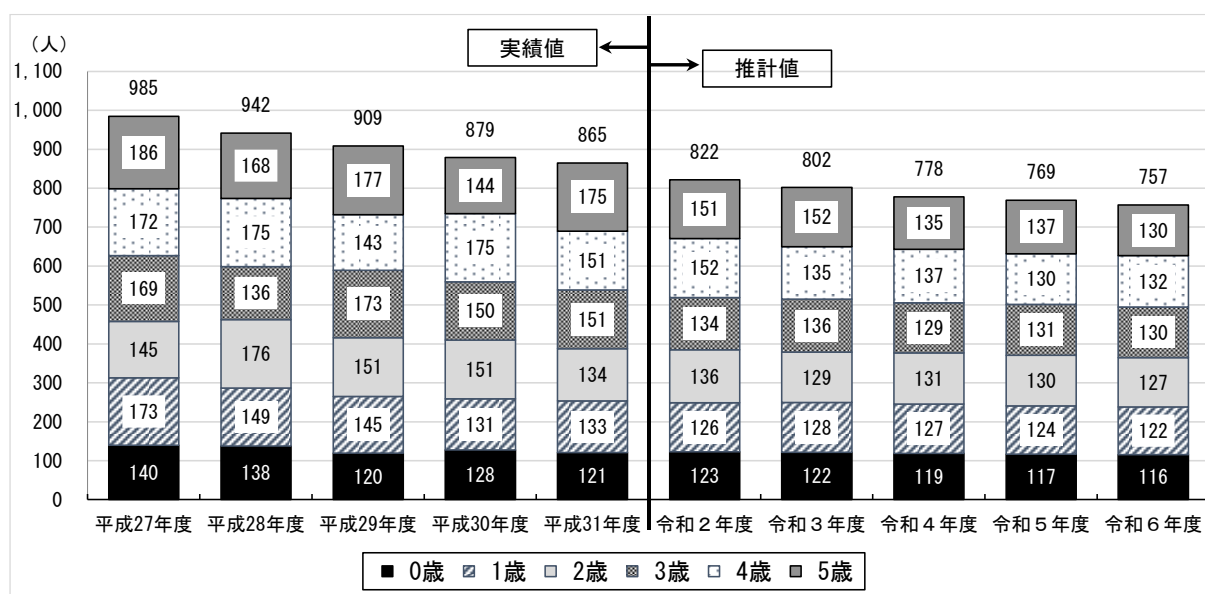
全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、児童数の減少傾向が続くものと想定します。

コーホート変化率法

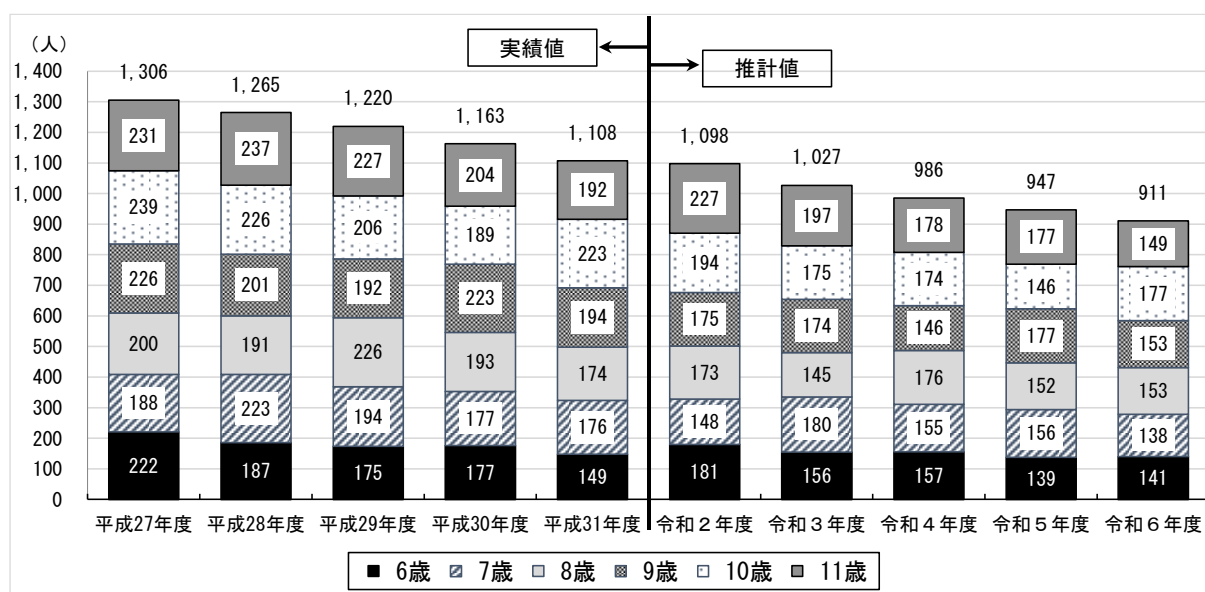
「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(1) 未就学児（0～5歳）



(2) 小学生（6～11歳）



3 教育・保育提供区域

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

(1) 教育・保育提供区域とは

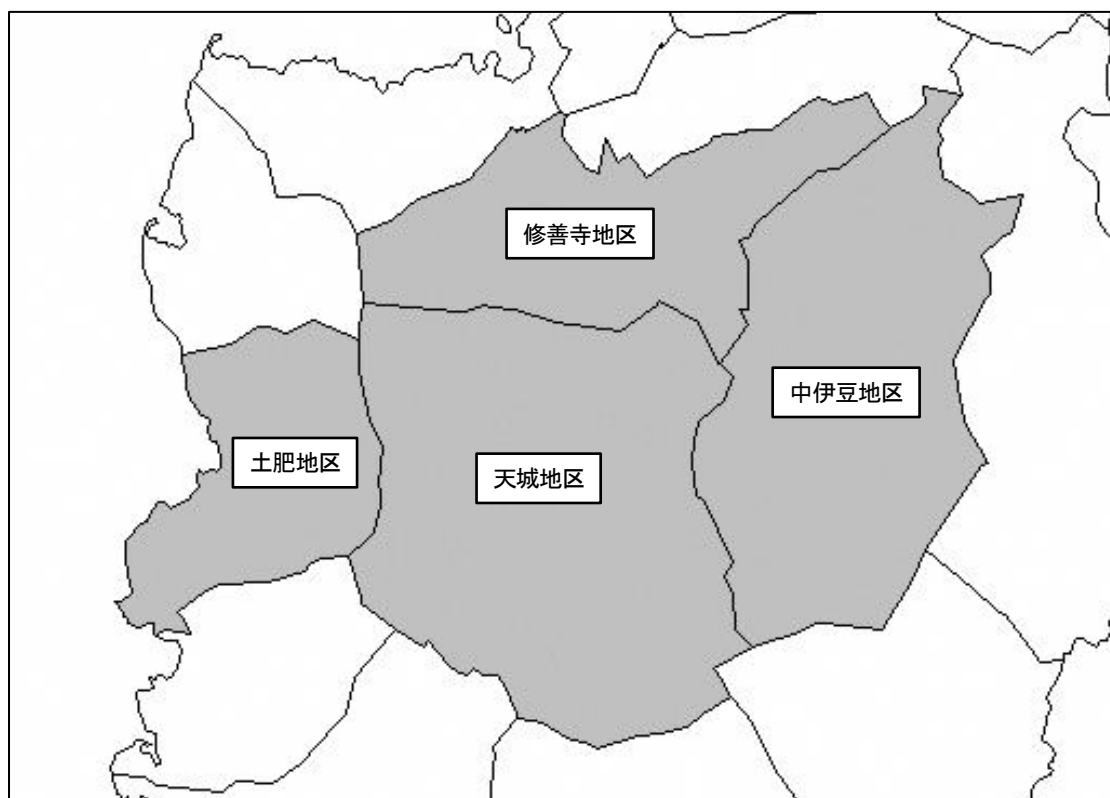
教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 本市における教育・保育提供区域の考え方

本市における教育・保育提供区域は、従前からの地域のつながりが深く、日常生活圏域としてとらえられる中学校区ひとつの区域とし、4区域とします。

なお、4区域を設定しますが、教育・保育施設や地域子育て支援事業については、地区の設定にこだわらず、全ての子育て家庭が家庭・仕事の状況に応じて柔軟に利用できるよう、市全体で事業を実施するものとします。



4 市内に整備する特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業提供施設

計画期間内における「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を提供する施設数の一覧表を以下のとおりとします。

(1) 市内に確保する特定教育・保育施設

施設の種類の	公立・私立別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	公立	園	3	3	3	3	3
	私立	園	3	3	3	3	3
保育園	公立	園	0	0	0	0	0
	私立	園	1	1	1	1	1

(2) 市内に確保する地域子育て支援事業提供施設

事業の種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	か所	6	6	6	6	6
子育て短期支援事業	か所	0	0	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園型）	か所	6	6	6	6	6
一時預かり事業（幼稚園型以外）	か所	7	7	7	7	7
時間外保育事業（延長保育事業）	か所	7	7	7	7	7
病児・病後児保育事業	か所	5	5	5	5	5
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	か所	8	8	8	8	8

※ 施設において実施する事業のみ記載。

5 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと供給体制の確保

国から提示される基本指針または現在の各事業の利用状況等を基に、計画期間における乳幼児教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

(1) 幼児教育（1号認定、2号認定で教育の希望意向が強い 3～5歳児）

【量の見込みの考え方】

平成30年度の3歳から5歳の児童数に占める認定こども園（教育部）の利用者の割合（利用率）が今後も続くものと想定し、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み						
幼児教育 計	人	94	91	86	86	82
修善寺地区	人	53	51	48	48	46
土肥地区	人	6	6	6	6	5
天城地区	人	19	18	17	17	17
中伊豆地区	人	16	16	15	15	14
②確保の方策						
認定こども園	人	280	280	280	280	280
修善寺地区	人	85	85	85	85	85
土肥地区	人	90	90	90	90	90
天城地区	人	45	45	45	45	45
中伊豆地区	人	60	60	60	60	60
③過不足 (②－①)	人	186	189	194	194	198

(2) 保育

① 2号認定（3～5歳児）

【量の見込みの考え方】

平成30年度の3歳から5歳の児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）が今後も続くものと想定し、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み						
2号認定 計	人	340	328	311	307	298
修善寺地区	人	190	183	175	172	166
土肥地区	人	23	23	21	21	20
天城地区	人	68	66	61	61	60
中伊豆地区	人	59	56	54	53	52
②確保の方策						
合計	人	383	383	383	383	383
修善寺地区	人	238	238	238	238	238
土肥地区	人	25	25	25	25	25
天城地区	人	60	60	60	60	60
中伊豆地区	人	60	60	60	60	60
保育園 計	人	43	43	43	43	43
修善寺地区	人	43	43	43	43	43
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	340	340	340	340	340
修善寺地区	人	195	195	195	195	195
土肥地区	人	25	25	25	25	25
天城地区	人	60	60	60	60	60
中伊豆地区	人	60	60	60	60	60
③過不足（②－①）	人	43	55	72	76	85

②3号認定（0歳児）

【量の見込みの考え方】

平成30年度の0歳の児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）が今後も続くものと想定し、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

出生者数が減少すると計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み						
3号認定（0歳児） 計	人	18	17	17	15	15
修善寺地区	人	11	10	10	9	9
土肥地区	人	1	1	1	1	1
天城地区	人	3	3	3	2	2
中伊豆地区	人	3	3	3	3	3
②確保の方策						
合計	人	56	56	56	56	56
修善寺地区	人	44	44	44	44	44
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	6	6	6	6	6
中伊豆地区	人	6	6	6	6	6
保育園 計	人	3	3	3	3	3
修善寺地区	人	3	3	3	3	3
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	53	53	53	53	53
修善寺地区	人	41	41	41	41	41
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	6	6	6	6	6
中伊豆地区	人	6	6	6	6	6
③過不足（②－①）	人	38	39	39	41	41

③3号認定（1、2歳児）

【量の見込みの考え方】

平成30年度の1、2歳の児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）が今後も続くものと想定し、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み						
3号認定（1、2歳児） 計	人	153	149	144	141	138
修善寺地区	人	86	83	82	80	77
土肥地区	人	11	11	10	10	10
天城地区	人	22	22	21	21	21
中伊豆地区	人	34	33	31	30	30
②確保の方策						
合計	人	212	212	212	212	212
修善寺地区	人	148	148	148	148	148
土肥地区	人	10	10	10	10	10
天城地区	人	24	24	24	24	24
中伊豆地区	人	30	30	30	30	30
保育園 計	人	24	24	24	24	24
修善寺地区	人	24	24	24	24	24
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	188	188	188	188	188
修善寺地区	人	124	124	124	124	124
土肥地区	人	10	10	10	10	10
天城地区	人	24	24	24	24	24
中伊豆地区	人	30	30	30	30	30
③過不足（②－①）	人	59	63	68	71	74

④保育利用率

本計画期間各年度における0～2歳児の保育利用率（当該年齢の保育園等利用児童数÷児童数）は以下のとおりです。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
保育利用率（0～2歳全体）	%	44.8	44.9	44.5	44.3	44.7
0歳	%	15.0	14.7	15.0	13.6	14.2
1、2歳	%	58.4	58.7	57.8	58.3	58.5

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

利用者の受け付け、相談対応は市こども課で実施しており、今後も継続して実施していきます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
確保の方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

平成 27 年度から平成 30 年度の 0 歳から 2 歳児に占める延べ利用者数の割合（利用率）の平均値を基に、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

修善寺地区 2 か所、土肥地区、天城地区、中伊豆地区それぞれに 1 か所の子育て支援施設、保育園、認定こども園を会場に、定期的に事業を実施します。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日	4,161	4,030	3,943	3,834	3,724
修善寺地区	人日	2,353	2,276	2,233	2,168	2,102
土肥地区	人日	305	305	294	283	272
天城地区	人日	632	610	599	588	577
中伊豆地区	人日	871	839	817	795	773
②確保の方策	か所	5	5	5	5	5
修善寺地区	か所	2	2	2	2	2
土肥地区	か所	1	1	1	1	1
天城地区	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	か所	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人あたり14回の受診が可能です。

【量の見込みの考え方】

平成27年度から平成30年度の0歳児に占める延べ利用者数の割合（利用率）の平均値を基に、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

全ての妊婦が安心して妊婦健診を受診できるよう、市内医療機関における受診体制を維持・確保に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人回	1,339	1,295	1,260	1,227	1,183
修善寺地区	人回	770	748	725	703	681
土肥地区	人回	100	100	100	100	89
天城地区	人回	212	201	201	190	190
中伊豆地区	人回	257	246	234	234	223
②確保の方策		実施場所：委託医療機関 実施体制：医療機関スタッフ 検査項目： <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査（14回） ・HTLV-1抗体検査 ・クラミジア検査 ・ヒト免疫不全ウイルス抗体検査 ・子宮頸がん検査 実施時期：妊娠届出後から出産まで				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後1～2か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

平成30年度の0歳児に占める延べ利用者数の割合（利用率）を算出し、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人	136	131	128	124	120
修善寺地区	人	78	76	74	71	69
土肥地区	人	10	10	10	10	9
天城地区	人	22	20	20	19	19
中伊豆地区	人	26	25	24	24	23
②確保の方策		実施体制：4人 実施機関：こども課				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

これまで訪問実績がないことから、本計画において量の見込みは設定しないものとします。

なお、乳児家庭全戸訪問事業での情報収集等により養育支援の必要性が高い家庭を把握したときは、市保健師と同行するなど、必要な対応を取るものとします。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

これまで利用実績がないこと、ニーズ調査において利用希望者がみられなかったことから、本計画において量の見込みは設定しないものとします。

今後、利用希望者が現れたときは、将来人口や利用希望者の動向、受け入れ態勢の確保等を総合的に勘案し、事業の実施について検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

平成27年度から平成30年度の小学生に占める延べ利用者数の割合（利用率）の平均値を基に、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

主に、放課後児童クラブの送迎に利用する家庭が多いとみられるため、集中する時間帯に必要な人数を確保できるよう、広く市民に参加を呼びかけます。

また、必要とする家庭が公平に利用できるよう、事業の内容や利用方法等について、情報提供を行います。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日	256	239	230	222	212
修善寺地区	人日	128	120	115	111	106
土肥地区	人日	18	17	17	16	15
天城地区	人日	53	49	47	46	44
中伊豆地区	人日	57	53	51	49	47
②確保の方策	人日	256	239	230	222	212
③過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、保育園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

【量の見込みの考え方】

平成30年度の未就学児に占める延べ利用者数の割合(利用率)を算出し、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

現在事業を実施している各園において、継続して実施するものとします。

また、児童が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日	1,682	1,628	1,543	1,521	1,474
修善寺地区	人日	943	908	866	851	824
土肥地区	人日	112	112	104	104	96
天城地区	人日	335	327	304	300	296
中伊豆地区	人日	292	281	269	266	258
②確保の方策	人日	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	か所	6	6	6	6	6
修善寺地区	人日	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	か所	3	3	3	3	3
土肥地区	人日	580	580	580	580	580
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人日	990	990	990	990	990
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人日	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人日	4,078	4,132	4,217	4,239	4,286

②幼稚園型以外

【量の見込みの考え方】

平成27年度から平成30年度の未就学児に占める延べ利用者数の割合（利用率）の平均値を基に、計画期間の各年度の推計人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

現在事業を実施している各施設において、継続して実施するものとします。

また、児童が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実、施設の更新に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人日	1,349	1,306	1,257	1,230	1,193
修善寺地区	人日	759	733	708	692	670
土肥地区	人日	94	94	89	87	82
天城地区	人日	239	232	221	217	214
中伊豆地区	人日	257	247	239	234	227
②確保の方策	人日	2,072	2,072	2,072	2,072	2,072
	か所	7	7	7	7	7
修善寺地区	人日	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
	か所	4	4	4	4	4
土肥地区	人日	207	207	207	207	207
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人日	356	356	356	356	356
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人日	413	413	413	413	413
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人日	723	766	815	842	879

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育園等において保育を実施する事業です。（延長保育・休日保育等）

【量の見込みの考え方】

平成30年度の保育園（認可保育所）、認定こども園利用者に占める、延長保育の延べ利用者数の割合（利用率）を算出し、計画期間の各年度の園児数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

現在延長保育を実施している各園において、継続して実施するものとします。

また、児童が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人	683	662	637	622	604
修善寺地区	人	384	371	359	350	339
土肥地区	人	48	48	45	44	42
天城地区	人	121	118	112	110	108
中伊豆地区	人	130	125	121	118	115
②確保の方策	人	852	852	852	852	852
	か所	7	7	7	7	7
修善寺地区	人	372	372	372	372	372
	か所	4	4	4	4	4
土肥地区	人	132	132	132	132	132
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人	156	156	156	156	156
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人	192	192	192	192	192
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人	169	190	215	230	248

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込みの考え方】

平成30年度の保育園（認可保育所）、認定こども園利用者に占める、病児・病後児保育の延べ利用者数の割合（利用率）を算出し、計画期間の各年度の園児数に乗じて算出しています。

【確保の方策】

病児保育としてうりぼう（定員6人）、病後児保育として認定こども園あゆのさと、あまぎ認定こども園、なかいず認定こども園（定員各2人）において事業を実施するものとします。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	人	140	130	126	121	116
修善寺地区	人	70	65	63	60	58
土肥地区	人	10	9	9	9	8
天城地区	人	29	27	26	25	24
中伊豆地区	人	31	29	28	27	26
②確保の方策	人	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	か所	4	4	4	4	4
病児保育	人	720	720	720	720	720
	か所	1	1	1	1	1
修善寺地区	人	720	720	720	720	720
	か所	1	1	1	1	1
土肥地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
病後児保育	人	720	720	720	720	720
	か所	3	3	3	3	3
修善寺地区	人	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1
土肥地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
天城地区	人	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人	1,300	1,310	1,314	1,319	1,324

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

ニーズ調査において、放課後に過ごしたい場所として「放課後児童クラブ」を選択した人の割合を各学年で算出し、計画期間各年度の小学生児童数に乗じて算出しています。また、令和2年度の申し込み状況を基に補正を行っています。

【確保の方策】

修善寺地区で5か所、土肥地区、天城地区、中伊豆地区それぞれで1か所放課後児童クラブが運営されています。令和2年度に一部小学校で待機者が発生する見込みですが、令和3年度以降は解消される見込みです。

今後も提供体制の維持・充実に努めます。

	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み						
合計	人	224	211	202	202	184
1年生	人	72	70	61	60	56
2年生	人	54	58	54	54	45
3年生	人	51	37	44	42	41
4年生	人	31	30	27	30	27
5年生	人	11	11	11	11	11
6年生	人	5	5	5	5	4
修善寺地区 計	人	122	119	115	116	105
1年生	人	41	41	37	37	33
2年生	人	28	30	28	28	25
3年生	人	26	21	26	24	24
4年生	人	18	18	15	18	15
5年生	人	7	7	7	7	7
6年生	人	2	2	2	2	1
土肥地区 計	人	17	18	18	18	16
1年生	人	2	3	3	3	3
2年生	人	8	8	8	8	6
3年生	人	2	2	2	2	2
4年生	人	2	2	2	2	2
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	2	2	2	2	2
天城地区 計	人	52	40	37	35	32
1年生	人	22	18	14	13	13
2年生	人	9	10	10	9	7
3年生	人	16	8	9	9	8
4年生	人	4	3	3	3	3
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	0	0	0	0	0

中伊豆地区 計	人	33	34	32	33	31
1年生	人	7	8	7	7	7
2年生	人	9	10	8	9	7
3年生	人	7	6	7	7	7
4年生	人	7	7	7	7	7
5年生	人	2	2	2	2	2
6年生	人	1	1	1	1	1
②確保の方策	人	230	230	230	230	230
	か所	8	8	8	8	8
修善寺地区	人	140	140	140	140	140
	か所	5	5	5	5	5
土肥地区	人	20	20	20	20	20
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人	30	30	30	30	30
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人	40	40	40	40	40
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人	6	19	28	28	46

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部・一部を、所得に応じて助成する事業です。

【確保の方策】

支援が必要な児童を適切に把握し、事業を適正に運用します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

当面、教育・保育事業への新規参入は想定しないため、本事業は行わないものとします。

なお、参入希望の意向を受けたときは、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

(1) 教育・保育の一体的提供の推進

①認定こども園の整備について

現在、市内における認定こども園は6園あります。保育事業を提供する7施設のうち6園が認定こども園、1園が保育園（私立）となっています。

当面は、現在の体制を維持し、認定こども園、保育園の運営を継続するものとします。

②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方について

保護者のニーズや子どもの状況に応じた教育・保育事業、地域子育て支援事業を適切に行うことで、妊娠・出産から学童期まで切れ目のない子育て支援を行います。

なお、個々の実施・利用状況について、市が状況を把握し、適切な利用促進やサービスの質の向上に努めます。

各事業の実施・提供にあたっては、年齢に応じた子どもの育成を支援するとともに、保護者の心身の負担軽減等を図るものとします。

③地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

本市では出生者数の減少が続いていることもあり、当面、市内に新たな地域型保育事業の設置は想定していません。

なお、将来的に地域型保育事業者が市内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、3歳以降に地域型保育事業から教育・保育施設へ円滑に移行できるような取り組み、保育内容の支援にかかる取り組みなど、必要に応じた連携を図ります。

④保・こ・小連携の体制強化

「小1プロブレム」や発達に課題や困り感を持っている児童などに対応するため、保育園・認定こども園と小学校における職員の連携、情報の共有化に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。なお、給付回数は年3回を目安とし、運営事業者の経営・運営に配慮しながら基本的に償還払いにより実施するものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。さらに、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

第6章 計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の周知

計画の実施にあたっては、子育て支援に関わる全ての人々への周知徹底を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら推進していく必要があります。特に、本市独自の取り組みについては、周辺自治体との差別化の観点からも、重点的に発信する必要があります。

本計画の周知へ向けて、広報紙やホームページに計画概要を掲載するとともに、教育・保育施設・学校、公共施設での啓発資料の掲示、保護者向け事業、イベント等で広報するなど、さまざまな媒体・機会を活用して広報活動を積極的に展開します。

併せて、教育・保育施設、学校と連携して子どもたちへの周知を行い、少子化社会に関する知識の普及と子どもたちの意識の啓発に努めます。

2 計画の推進体制の確立

本計画で推進する各種施策は、子どもを主な対象とした福祉、保健、医療、教育、労働など全市・全庁的な取り組みが要されることから、庁内においては、担当課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制の整備に努めます。

また、多様化する子育て家庭のニーズにきめ細かく対応するためには行政サービスのみでは困難であるとともに、本計画で示す施策の多くは、地域を構成するさまざまな人々の関わりが重要であることから、地域に対する積極的な働きかけを行い、地域住民や地域団体との連携・協働体制を確立します。

3 計画進捗状況の点検・公表について

計画の推進にあたっては、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果をその後の事業や計画の見直し等に反映させていくことが重要です。

今後、「伊豆市子ども・子育て会議」を計画推進組織として位置づけ、計画内容の進捗状況のチェックや評価を行うこととします。

また、本計画で示した事業の実施状況、目標達成状況、あるいは伊豆市子ども・子育て会議における検討内容や提言等を公表し、市民にわかりやすく周知を図ります。

資料編

資料編

1 伊豆市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画その他の児童福祉に関し調査審議するため、伊豆市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する業務に従事する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(伊豆市保育所条例の一部改正)

3 伊豆市保育所条例（平成16年伊豆市条例第100号）の一部を次のように改正する。
第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

2 委員名簿

No	所属	氏名	備考
1	学識経験者	梅原 龍一	会 長（旧保育所運営委員会委員長）
2	社会教育委員	澤木 育子	副会長（旧保育所運営委員会副委員長）
3	主任児童委員	土屋 いさ子	
4	主任児童委員	内田 直美	
5	主任児童委員	大路 環	
6	主任児童委員	吉田 真静	
7	教育委員	佐藤 雅彦	（教育委員会推薦）
8	学識経験者	井村 恭子	（あゆのさと保育士）
9	学識経験者	工藤 暢子	（なかいず認定こども園園長）
10	学識経験者	佐藤 傳	（元校長）
		勝呂 義衛	（元校長）
11	学識経験者	芹澤 千洋	（市特別支援教育コーディネーター）
12	学識経験者	鈴木 光子	（青少年問題協議会委員）
13	保護者代表①	土屋 由季	（修善寺東こども園父母の会会長）
		星谷 静香	（熊坂こども園保護者会会長）
14	保護者代表②	小山 未季	（なかいず認定こども園 保護者会会長）
		勝俣 明子	（あまぎ認定こども園 保護者会会長）

3 計画策定の経過

開催年月	開催内容
平成30年8月9日	平成30年度 第1回 伊豆市子ども・子育て会議 (1) 伊豆市子ども・子育て支援事業計画について(審議) (2) 伊豆市立新こども園整備状況について(報告) (3) 保育所・こども園利用定員状況について(報告) (4) 橘保育園跡地利用について(報告) (5) その他
平成31年4月23日	平成31年度 第1回 伊豆市子ども・子育て会議 (1) 伊豆市子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 保育料無償化に伴う給食費について (3) 伊豆市立新こども園整備状況について(報告) (4) 橘保育園跡地利用について(報告) (5) その他
令和元年8月28日	令和元年度 第2回 伊豆市子ども・子育て会議 (1) 伊豆市子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 保育料無償化に伴う給食費について(報告) (3) 新修善寺東こども園建設状況について(報告) (4) その他
令和元年11月25日	令和元年度 第3回 伊豆市子ども・子育て会議 (1) 伊豆市子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 新修善寺東こども園建設状況について(報告) (3) 児童発達支援センター「おひさま」の状況について (4) 子育て世代包括支援センター「にじいろ」について (5) その他
令和2年3月24日	令和元年度 第4回 伊豆市子ども・子育て会議 (1) 伊豆市子ども・子育て支援事業計画策定について (2) 修善寺東こども園利用定員変更について(協議) (3) 児童発達支援センターの状況について(報告) (4) 新修善寺東こども園建設状況について(報告) (5) その他

4 子ども・子育て支援事業計画に関連する用語の解説

No	用語	定義（概要）
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	全ての市区町村が、国が定める基本指針に即して5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他必要な事項を定めた計画を策定します。（法第61条）
3	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4項で定める市長の附属機関）
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法定位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
6	教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のみを言う。（施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。）（法第27条）
9	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条第5項）

10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。（法第29、43条）
12	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）
13	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保護者による保育を行う事業（法第7条）
14	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
15	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）
16	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第19条）</p> <p>【参 考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
17	「確認」制度	<p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度（法第31条）</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>
18	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業（法第59条）
19	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条に基づき、市区町村が、国が定める行動計画策定指針に即して、5年ごとに子育て支援、母子保健、教育、住宅・居住環境、ワーク・ライフ・バランス、その他関連施策の実施に関する計画。「努力義務」であり、策定は義務付けられていない。

5 その他の用語の解説

ア行

NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

カ行

かけこみ 110 番の家

いざというときに子どもたちが駆け込む避難所として、関連機関と連携をとっています。

子育て支援センター

子育てに関する相談や情報提供、育児サークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭への育児支援を行います。

サ行

次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年 3 月 31 日までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年 4 月 1 日から施行されています。平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法でしたが、改正により平成 37 年 3 月 31 日まで延長されました。

児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。

食育

食育基本法の中では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと、説明しています。

ナ行

◆乳児家庭全戸訪問

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業です。

◆乳幼児健康診査

母子保健法第 12 条及び第 13 条の規定により 市町村が乳幼児に対して行う健康診査です。乳幼児健診の目的は「乳幼児の病気の予防と早期発見、および健康の保持・健康の増進」にあります。

◆認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設です。

◆妊婦健康診査

妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに医療管理を行うことです。

ハ行

◆パブリックコメント

市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのことです。

◆病児・病後児保育

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

◆ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の 預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

ワ行

◆ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会。仕事と生活の二者択一ではなくて、仕事も生活も充実させることです。

伊豆市 第2期子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：伊豆市

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野 38-2

電話：0558-72-1111（代表） FAX：0558-72-6588

編集：伊豆市健康福祉部こども課